

と み ぐすく
第4次 豊見城市

総合計画 後期基本計画



ひと・そら・みどりがつなぐ 響 (とよ) むまち とみぐすく



とよ
“ひと・そら・みどりがつなが 響むまち とみぐすく”
の実現を目指して



本市は、第4次豊見城市総合計画基本構想の目指すべき将来像「ひと・そら・みどりがつなが 響むまち とみぐすく」を実現するため、前期基本計画に基づく各施策に取り組み、各種市民サービスの向上を図ってまいりました。

子育て環境の充実、学校施設の整備、観光拠点施設の整備及び観光関連産業の誘致、新庁舎建設及び消防庁舎建設工事の着手等、各分野で着実な成果が現れております。

一方、行政を取り巻く社会情勢の変化等に伴い、様々な分野において対応すべき課題も示されました。

こうしたことを踏まえ、新たに平成 32 年度までの間となる基本的な施策を明らかにした第4次豊見城市総合計画後期基本計画を策定し、西海岸地域の地理的優位性を活かした企業誘致、観光関連産業の活性化、中心市街地等における「まちの顔」形成、東部地域における総合公園の整備等、地域の活力と成長力の維持・発展に取り組み、さらなる飛躍を目指してまいります。

これらの成長・発展の原動力は、基本構想に掲げた「ひとづくりや地域づくり」を推進し、まちづくりに関わる「多様な主体を繋げ」、コミュニティの「再生」や地域力の「新生」を図る協働のまちづくりが必要となります。

市民の皆様には、本計画の推進にご理解とご協力を頂き、積極的なまちづくりのご参加を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定に当たり、ご尽力を賜りました振興計画審議会委員や市民会議会員の皆様、また市民アンケートなどにより貴重なご意見・ご協力をいただきました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成29年3月

豊見城市長 宜保 晴毅

目 次

*灰色の箇所はこの抜粋版には含まず。

後期基本計画の策定にあたって

1 計画策定の背景	2
2 総合計画の役割	2
3 総合計画の構成と期間	3

後期基本計画

後期基本計画の体系	6
-----------	---

第1部 協働と交流によるまちづくり

～コミュニティ・市民参加・交流・人権分野～ 9

第1章 コミュニティの振興	10
---------------	----

1-1-1 コミュニティの振興	10
-----------------	----

第2章 協働のまちづくり	12
--------------	----

1-2-1 協働のまちづくり	12
----------------	----

第3章 交流の促進	14
-----------	----

1-3-1 市民相互の交流促進	14
-----------------	----

1-3-2 県外・国際交流の促進	16
------------------	----

第4章 平等参画社会の形成	18
---------------	----

1-4-1 人権意識の普及	18
---------------	----

1-4-2 男女共同参画社会の形成	20
-------------------	----

第5章 平和行政の推進	22
-------------	----

1-5-1 平和行政の推進	22
---------------	----

第2部 子どもが生きる学びと文化のまちづくり ～教育・子育て・文化振興分野～ 25

第1章 教育の充実	26
-----------	----

2-1-1 幼児教育の充実	26
---------------	----

2-1-2 義務教育の充実	28
---------------	----

第2章 子育て環境の充実	32
--------------	----

2-2-1 子育て環境の充実	32
----------------	----

第3章 地域文化の振興	36
-------------	----

2-3-1 地域文化の振興	36
---------------	----

第4章 生涯学習社会の確立	38
---------------	----

2-4-1 生涯学習社会の確立	38
-----------------	----

第3部 共助でつくる健康文化と福祉のまちづくり ～健康・福祉分野～	41
第1章 健康づくりの推進	42
3-1-1 保健・医療体制の充実	42
3-1-2 スポーツ・レクリエーションの振興	46
第2章 福祉の充実	48
3-2-1 地域福祉の体制充実	48
3-2-2 高齢者福祉	50
3-2-3 障害者福祉	52
3-2-4 生活保護及び生活困窮者への支援	54
第4部 持続可能な環境と安心・安全のまちづくり ～環境・危機管理分野～	57
第1章 自然環境の保全と活用	58
4-1-1 自然環境の保全と活用	58
第2章 公害対策と環境衛生	60
4-2-1 公害問題への対応	60
4-2-2 環境衛生対策の推進	62
第3章 環境共生のまちづくり	66
4-3-1 環境共生のまちづくり	66
第4章 災害に強いまちづくり	68
4-4-1 防災都市づくり	68
4-4-2 防災体制の整備と国民保護への対応	70
第5章 総合的な危機管理体制の強化	72
4-5-1 防犯体制の強化	72
4-5-2 交通安全対策の推進	74
4-5-3 消防と救命救急体制の充実	76
第5部 地域特性を活かした産業創造のまちづくり ～産業分野～	79
第1章 地域産業の活性化	80
5-1-1 農業の振興	80
5-1-2 水産業の振興	84
5-1-3 商業の振興	86
5-1-4 製造・物流業の振興	88
第2章 新たな産業の創造	90
5-2-1 観光・リゾート産業の振興	90
5-2-2 新産業の育成・創出	94
第3章 雇用の安定と促進	96
5-3-1 雇用の安定と促進	96

第6部 都市とみどりが調和するまちづくり ～市街地・都市基盤整備分野～	99
第1章 快適で暮らしやすいまちの形成	100
6-1-1 計画的な土地利用の推進	100
6-1-2 調和のとれた市街地の整備	102
第2章 生活と産業を支える都市基盤の整備	106
6-2-1 道路網等の整備	106
6-2-2 公共交通サービスの維持・向上	108
6-2-3 公園・緑地の整備	110
6-2-4 水の安定供給	112
6-2-5 下水道の整備	114
第7部 計画の推進のために ～行財政改革分野～	117
第1章 行政運営の工夫	118
7-1-1 行政運営の工夫	118
第2章 行財政の進行管理	122
7-2-1 行財政の進行管理	122

資料編

1 基本構想	126
2 計画策定の経緯	146
3 第4次総合計画後期基本計画策定機構図	147
4 市民会議名簿	148
5 振興計画審議会名簿	149
6 第4次豊見城市総合計画後期基本計画策定に係る市民会議設置要領	150
7 振興計画審議会に関する規則	151
8 豊見城市総合計画策定委員会設置規程	152
9 振興計画審議会への諮問文	154
10 振興計画審議会からの答申文	155

後期基本計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

本市は、第4次総合計画（平成23～32年度）の基本理念『自律』、『活力』、『共生』と、市の将来像「ひと・そら・みどりがつながく響むまち とみぐすく」の実現を目指し、前期基本計画（平成23～27年度）で掲げた各施策の推進を図り、計画的かつ効果的に推進する事業を掲げた実施計画を始めとする各事業に取り組んでまいりました。

この間、沖縄県における沖縄の将来像を描いた沖縄21世紀ビジョンの策定や、沖縄振興特別推進市町村交付金の創設、本市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定など、本市を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化しており、現在では沖縄振興の推進とさらなる地域の活力と成長力を維持・発展させる施策が求められております。

こうした状況を踏まえ、前期基本計画の各施策の検証及び評価を行うとともに、課題を分析し、本市の各種計画等との整合を図り、市民の意見等を踏まえ、地域の現状や課題を的確に捉え、今後の目指すべき方向を示した後期基本計画の策定に取り組む必要があります。また、後期基本計画では、前期基本計画に引き続き、少子・高齢化、産業構造、環境問題、国際化、情報化、子育て支援などの各施策を掲げ、自主・自立の行政運営のもと、効率的かつ効果的な施策の推進に努める必要があります。

2 総合計画の役割

○ 長期的かつ総合的な地域経営の指針

総合計画は、全ての分野における行政運営の基本となる地方自治体の最上位の計画であり、地域主権時代にふさわしい地域経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的に推進するためのまちづくりの長期的かつ基本的な指針となるものです。

○ 市民や各種団体・事業者などの活動の指針

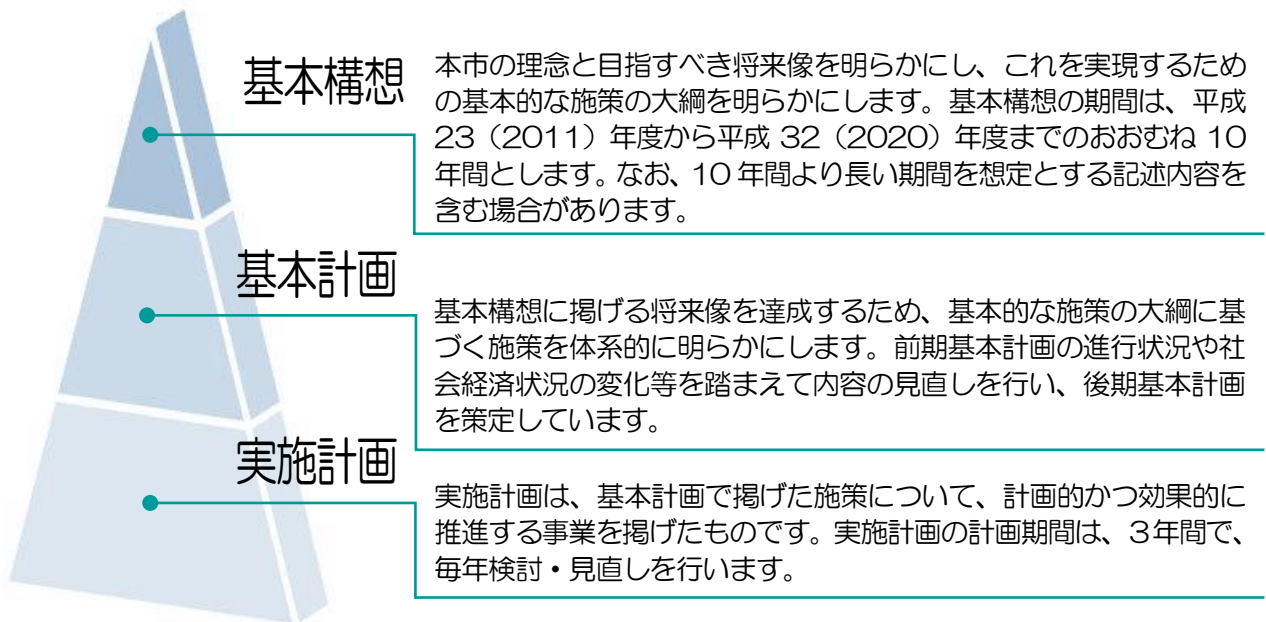
総合計画は、市民や各種団体・事業者に対し本市のまちづくりの方向性と必要な施策を示し、まちづくりに主体的に参画・協働するための指針となるものです。

○ 国・県などが策定する各種地域計画における指針

総合計画は、国や県、周辺自治体等との連携に際して、まちづくりの方向を示すものであり、計画実現に向けての必要な施策や事業を調整・反映させていく連携の基本的な指針となるものです。

3 総合計画の構成と期間

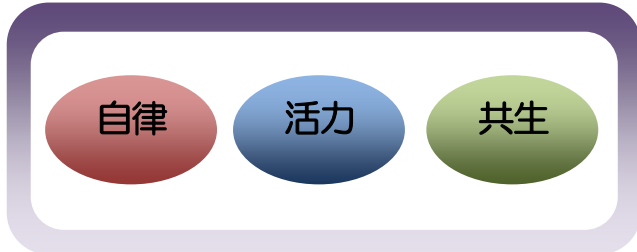
この総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されています。それぞれの概要と期間は、おおむね次のとおりです。



後 期 基 本 計 画

後期基本計画の体系

○まちづくりの基本理念



○豊見城市の将来像

ひと・そら・みどり がつなく

響むまち
とよ
とみぐすく

ひとが健やかに助けあい
そらが広がる みどり豊かな まちを 共に築き
ひとと まちと が響き合うなかで
「豊見城 大好き！」
そう実感できる
響むまち とみぐすく を目指します！

○将来目標人口



○施策の体系

- 第1部 協働と交流によるまちづくり
～コミュニティ振興・市民参加・
交流・人権分野～
- 第2部 子どもが活きる
学びと文化のまちづくり
～教育・子育て・文化振興分野～
- 第3部 共助でつくる
健康文化と福祉のまちづくり
～健康・福祉分野～
- 第4部 持続可能な環境と
安心・安全のまちづくり
～環境・危機管理分野～
- 第5部 地域特性を活かした
産業創造のまちづくり
～産業分野～
- 第6部 都市とみどりが
調和するまちづくり
～市街地・都市基盤整備分野～
- 第7部 計画の推進のために
～行財政改革分野～

○各施策の詳細

第1部	第1章 コミュニティの振興	1節 コミュニティの振興	
	第2章 協働のまちづくり	1節 協働のまちづくり	
	第3章 交流の促進	1節 市民相互の交流促進	2節 県外・国際交流の促進
	第4章 平等参画社会の形成	1節 人権意識の普及	2節 男女共同参画社会の形成
	第5章 平和行政の推進	1節 平和行政の推進	
第2部	第1章 教育の充実	1節 幼児教育の充実	2節 義務教育の充実
	第2章 子育て環境の充実	1節 子育て環境の充実	
	第3章 地域文化の振興	1節 地域文化の振興	
	第4章 生涯学習社会の確立	1節 生涯学習社会の確立	
第3部	第1章 健康づくりの推進	1節 保健・医療体制の充実	2節 スポーツ・レクリエーションの振興
	第2章 福祉の充実	1節 地域福祉の体制充実	2節 高齢者福祉
		3節 障害者福祉	4節 生活保護及び生活困窮者への支援
第4部	第1章 自然環境の保全と活用	1節 自然環境の保全と活用	
	第2章 公害対策と環境衛生	1節 公害問題への対応	2節 環境衛生対策の推進
	第3章 環境共生のまちづくり	1節 環境共生のまちづくり	
	第4章 災害に強いまちづくり	1節 防災都市づくり	2節 防災体制の整備と国民保護への対応
	第5章 総合的な危機管理体制の強化	1節 防犯体制の強化	2節 交通安全対策の推進
		3節 消防と救命救急体制の充実	
第5部	第1章 地域産業の活性化	1節 農業の振興	2節 水産業の振興
		3節 商業の振興	4節 製造・物流業の振興
	第2章 新たな産業の創造	1節 観光・リゾート産業の振興	2節 新産業の育成・創出
	第3章 雇用の安定と促進	1節 雇用の安定と促進	
第6部	第1章 快適で暮らしやすいまちの形成	1節 計画的な土地利用の推進	2節 調和のとれた市街地の整備
	第2章 生活と産業を支える 都市基盤の整備	1節 道路網等の整備	2節 公共交通サービスの維持・向上
		3節 公園・緑地の整備	4節 水の安定供給
		5節 下水道の整備	
第7部	第1章 行政運営の工夫	1節 行政運営の工夫	
	第2章 行財政の進行管理	1節 行財政の進行管理	

第1部 協働と交流によるまちづくり
～コミュニティ・市民参加・交流・人権分野～



○市民交流に関する情報発信機能の強化

市民相互の交流には、文化・音楽・スポーツ・娯楽・地域活動・福祉など、いろいろな形態のものがあり、交流を促進するためには、交流に必要な基礎的情報を行政からも提供していくことが望ましいといえます。

現在も、市のホームページや広報紙などによって、市民交流につながるような関連情報の提供に努めていますが、多様化する市民ニーズに添えていけるよう、情報発信方法や発信する内容の充実を図るなど、さらに情報発信の機能を高めていく必要があります。

○市民相互の交流機会の充実

本市においては、「とみぐすく祭り」「生涯学習フェスティバル」を始めとした祭りや伝統行事、各種の大会などのイベントが、市民相互の交流を促進する機会になっています。

また、中央公民館や各地域の公民館、スポーツ施設、学校など、様々な施設が市民の交流の場として活用されています。

交流に係る地域活動組織としては、豊見城市青年連合会や各NPO法人（特定非営利団体）を始め、多様なものがあり、地域振興・発展を目的に、市内でのイベントや行事の開催を支援しています。

このように様々な交流機会の提供や支援を実施してきていますが、さらなる市民交流の機会拡大を望む市民の声も強く、人口の増加とともに、新たな市街地が形成されてきている本市においては、今後、特に市民相互の交流の機会を充実していく必要があります。

とみぐすく祭り



生涯学習フェスティバル



(1) 市民交流に関わる情報提供

市民相互の交流に関わる情報を広く収集し、広報紙や市ホームページ、市役所交流広場や公民館・図書館など公共施設の掲示板等を活用し、幅広く提供することにより情報の共有化を図ります。

(2) 市民交流機会の拡大

市民交流と親睦を目的とし、新たな観光コンテンツとなる「とみぐすく祭り」の開催や生涯学習成果の発表や展示を通して市民の交流を育む「生涯学習フェスティバル」などを引き続き開催します。

また、その他地域の伝統的な祭りや行事に加えて、市民発意による音楽・スポーツ・レクリエーションなど多彩なイベントの開催についても支援に努めます。

さらに自治会をはじめとした地域活動組織などの交流活動を支援するとともに、スポーツ施設、市役所市民交流広場などを地域交流の場として活用できるよう取り組みます。

市民発意の交流を促進するため、市民団体や事業者などが主催するイベントについても、その公共・公益性を考慮しつつ関係機関との適切な役割分担の下、支援に努めます。

また、交流の促進を目的とした市民団体などの組織の活動支援にも努めます。特に、人口増加が見込まれる地区では、コミュニティ形成や地域活動の支援とともに、交流イベントの開催などを支援します。

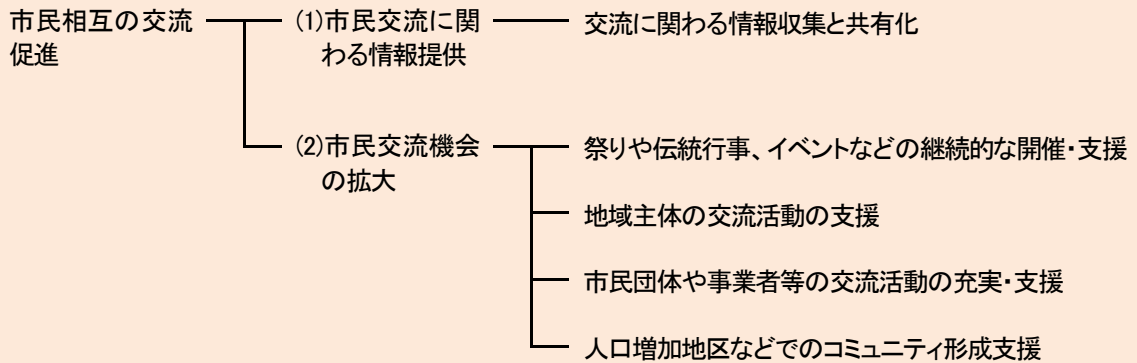
全中縄子どもエイサーまつり



豊見城ハーリー大会



施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
市民意識調査 「市民相互の交流促進」の満足度数	—	287	3.0以上

○姉妹都市交流を軸とする地域の活性化

本市を活性化していくためには、市民相互の交流にとどまらず、県外との交流も重要です。本市では、3つの自治体（宮崎県美郷町・高知県土佐清水市・宮崎県高千穂町）と姉妹都市提携を結び、経済交流、文化交流、子ども会・スポーツ少年団等の青少年交流を通して、人材育成、平和学習、文化・スポーツ振興を積極的に推進しています。また、広島県大竹市とは、互いの文化と歴史、平和の重要性を学ぶ交流事業を行っています。

これまでの姉妹都市交流事業を軸に県外交流を充実していくとともに、市民が参加する各種の姉妹都市交流事業の情報発信及び共有を図り、地域を活性化していくことが求められています。

○国際感覚に優れた人材育成

本市では、学校教育においては英語教育に力を入れているほか、中央公民館で外国語講座を実施するなど、国際交流の基礎となる語学能力の向上の取組を行っています。

青少年リーダーの海外派遣を通じ、国際的な視野を広め、国際化時代に対応しうる青少年を育成するとともに、海外移住者子弟研修生を受け入れ、技術等の修得及び市民との交流を通して国際交流思想の高揚及び海外移住国と本市との懸け橋となるような人材育成を行っています。

また、市商工会とともに台湾（新竹市）との両市の特産品販路拡大を目指す経済交流を検討するとともに、両市ホームページで観光情報を発信しあって観光客誘致に繋げる取組を行っています。

社会経済がグローバル化し、国際交流の発展を牽引するグローバル人材育成が求められる中、相互理解を深め、国際交流を活発化させていくことは、本市でも重要な課題といえます。そのため、国際感覚に優れた人材育成を図るとともに、各種国際交流事業の充実や教育機関等と連携した国際交流を図ることが必要です。

姉妹都市交流



世界のトミグスクンチュ歓迎会



(1) 姉妹都市を軸とする県外交流の推進

姉妹都市との交流や広島県大竹市との平和交流を引き続き実施します。また、これらの交流が子どもたちだけの交流にとどまらずスポーツ交流、経済交流など幅広い交流につながるようその充実に努め、姉妹都市交流を軸に「農村体験」「文化体験」など新たな交流のあり方を関係機関と検討します。

市民参加による姉妹都市交流を促進していくため、姉妹都市に関する関連情報発信及び共有を図ります。

(2) 国際交流の推進

学校教育や公民館などにおける生涯学習の機会において、外国語や外国文化の講座（授業）の設置などにより、相互理解を深め国際感覚を養う教育や人材育成を推進します。

青少年リーダーの海外派遣と海外移住者子弟研修生の受入れにより、人材育成を図り、市民の国際交流機会の充実に努めます。国際交流に関する事例などの関連情報を収集するとともに、情報発信及び共有を図り、国際交流活動に関わる市民等への支援に努めます。

また、中国など外国からの来訪者の受入れ体制づくりのため、観光関連施設や PR の充実に努めるとともに、人材育成や市民の意識醸成、外国語の標識や案内板の充実など様々な分野との連携による取組を進め国際交流に資する体制づくりを図ります。

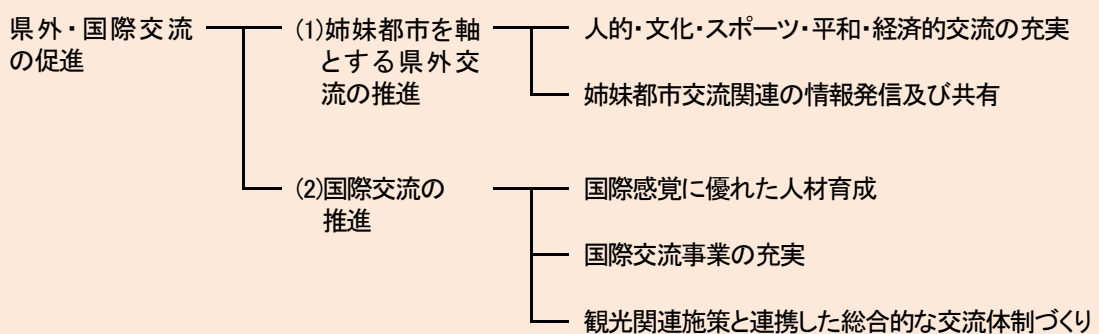
豊見城市・大竹市中学生平和交流事業



海外移住者子弟研修生受入事業



施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
青少年国際交流派遣人数	—	14人/年	14人/年
海外移住者子弟研修生受入人数	—	1人/年	1人/年

人権意識の普及

○人権意識づくり

人権とは、「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」です。

人権問題には、障害者差別、外国人差別、性差別、いじめや仲間はずれ、児童虐待・高齢者虐待、DV※1、セクハラ※2、パワハラ※3、モラハラ※4、マタハラ※5、職場などでの差別待遇など様々なものがあります。

本市にあっても、これら人権問題に向けた意識改革に努めていますが、今後も取組を継続・強化していく必要があります。

○人権擁護への取組強化

本市では、あらゆる人権侵害の問題を正しく理解・認識してもらうため、行政内部にとどまらず市民や事業者に向けた意識啓発のための活動を行っています。春と秋の合同相談などの機会を活用して、人権擁護委員や那覇地方法務局による人権相談を実施しています。

人権擁護は、多面的な視点で取り組むこと、幅広い人たちを対象に、粘り強く進めていくことが必要であることから、こうした事業を含めて、人権擁護につながる具体的な取組を、一層拡大、充実させていくことが求められます。

人権啓発活動



人権啓発活動



【用語解説】

※1 DV：ドメスティックバイオレンス 配偶者や内縁関係、両親、子、兄弟、親戚などの家族から受ける家庭内暴力

※2 セクハラ：セクシャルハラスメント 性的な嫌がらせ

※3 パワハラ：パワーハラスメント 権力や地位を利用した嫌がらせ

※4 モラハラ：モラルハラスメント 一方的に言葉や無視・無言等で相手を傷つける嫌がらせ

※5 マタハラ：マタニティハラスメント 妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、雇い止めや解雇等の不当な扱いを受けること

(1) 人権意識の普及

全ての市民の人権を守るため、公共施設における掲示や、広報紙・市ホームページなどの各種の媒体を活用し、人権意識の普及・啓発を進めます。

このような、人権擁護に関わる啓発・教育活動については、那覇地方法務局や市の教育関係機関などと連携して推進します。また、福祉関連機関とも連携して、「ノーマライゼーション^{※6}」や「権利擁護^{※7}」の考え方の普及を促進します。

(2) 人権擁護活動の充実

人権侵害の現状と実態の把握に努めます。人権擁護活動の充実に向けては、合同相談などの機会を活用して人権擁護委員や那覇地方法務局による人権相談を開催するとともに、法務省による人権相談の周知にも努め、市の相談窓口や電話相談の充実を図ります。

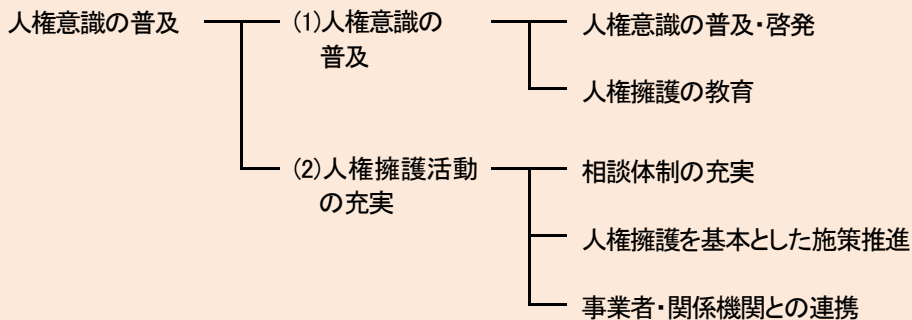
また、市役所をはじめ福祉関連施設、教育関連施設などにおいて、人権擁護の考え方を基本とし各種の行政施策に取り組んでいきます。

事業者の自主的な人権教育・啓発の実施を支援するとともに、様々な関連施策を関係機関と連携した取組を推進します。

法務省人権擁護局人権相談の紹介

- 那覇地方法務局常設人権相談所 098-854-1215
- 子どもの人権110番 0120-007-110 (全国共通フリーダイヤル)
- 女性の人権ホットライン 0570-070-810 (全国共通)
- インターネット人権相談受付 (24時間受付)
- パソコン <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
- 携帯 http://www.moj.go.jp/k/SOUDAN/JINKEN/index_k15.html

施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
人権相談回数	2回/年	2回/年	2回/年

【用語解説】

※6ノーマライゼーション：誰もが特別視されず当たり前の存在として広く受け入れられる社会づくり

※7権利擁護：高齢者・障害者・子どもなどで権利の行使が困難な人をサポートするための方策

○平和行政の推進

沖縄戦の悲惨な体験や教訓を風化させることなく、後世に平和の尊さをつなぎ、市民一人ひとりが戦争の悲惨さと平和の尊さを考える機会となるよう、平和行政の推進を図ってきました。また、「非核平和都市宣言」、「核兵器廃絶・平和宣言」を採択し、「平和首長会議」、「非核宣言自治体協議会」に加盟しています。

今後も、これらの基本理念をもとに、平和学習や国際的な文化交流や人材交流による相互理解の促進や啓発活動を通して「平和行政」を継続して推進する必要があります。

○戦跡の保全と平和学習

本市には、戦争に関する遺構や「戦跡」が多く存在しています。約4,000柱の御霊が合祀され慰霊塔が建立されている「旧海軍司令部壕」があり、戦争の悲惨さと平和の大切さを伝える場として多くの人々が訪れています。また、豊見城城址跡地内には、約600人の負傷兵が収容されていたといわれている「第24師団第2野戦病院壕」があります。

今後は平和なまちづくりに向け、市内の戦跡保存の重要性を継続して啓発していくとともに、戦争体験者が高齢化し戦争体験談等に触れる機会が減少する中、戦争の記憶や記録を風化させず、次世代を担う子どもたちへ平和の大切さを伝えることが重要な課題です。

平和交流事業



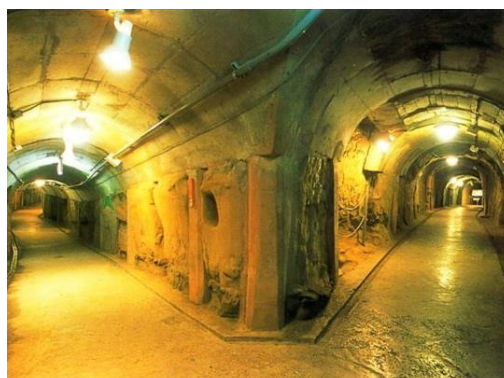
平和交流事業



原爆展



旧海軍司令部壕



(1) 平和行政の展開

「慰霊の日」や広島平和記念日などの節目において、沖縄戦や原爆の展示を行い、平和や命の尊さ、重要さを広報・啓発するとともに、教育機関と連携して、平和学習の充実を図ります。また、市少年平和大使の活動の場の創出を検討します。

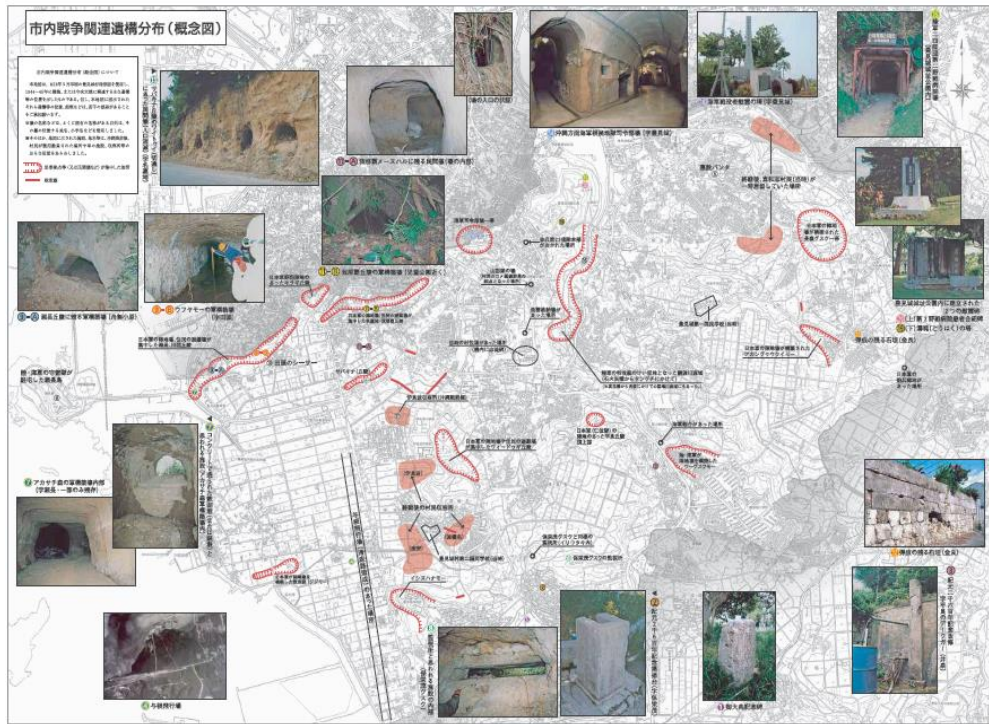
国際交流、文化交流、人材交流などの機会を通じた、「草の根平和活動」を推進します。

(2) 戦跡の保全・活用

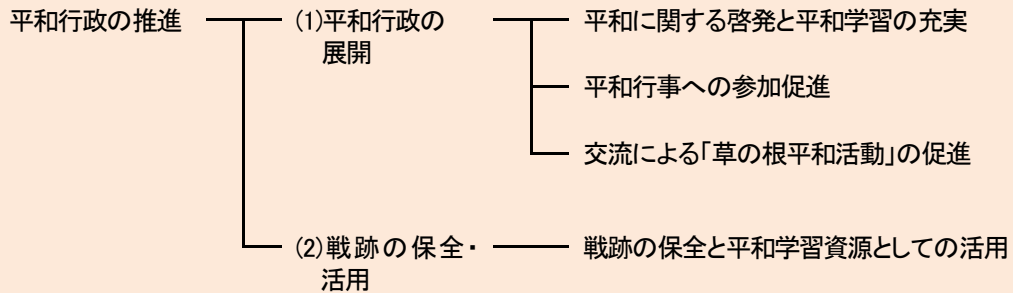
「旧海軍司令官邸」や「第24師団第2野戦病院壕」など、市内に所在する戦跡の概要（ガイドマップ）を広く活用し、所有者や関係団体との連携の下、戦跡の保護・保全に努めるとともに、戦争体験者の協力を得ながら、戦争の記憶を後世へ伝えていきます。

また、本市から平和なまちづくりを発信していくため、市民や来訪者に対する平和学習資源として活用の充実に努めます。

市内戦争関連遺構分布（概念図）



施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
原爆資料展及び「慰霊の日」パネル展	1回/年	1回/年	1回/年

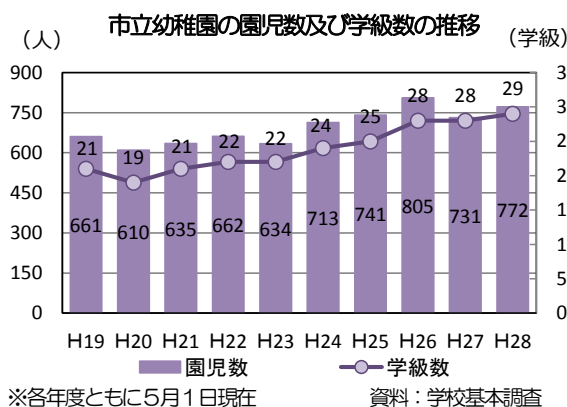
第2部 子どもが生きる学びと文化のまちづくり ～教育・子育て・文化振興分野～



○幼児教育環境のさらなる充実へ

本市には現在、幼稚園が9園（市立8園・私立1園）あり、市立幼稚園の運営を行うとともに、私立幼稚園の経営に対して補助を実施しています。平成28年4月からは市立4幼稚園（座安幼稚園・ゆたか幼稚園・とよみ幼稚園・豊見城幼稚園）において複数年保育を開始しています。また、平成27年5月からは市立幼稚園全園で学校給食を導入するとともに、食育体験活動にも取り組んでいます。今後は、発達・学びの連続性をふまえ、就学前教育への対応など更なる教育プログラムの充実に向けた取り組みが求められています。

人口の増加により、入園希望者も増える傾向にあり、受入れ数の拡大や老朽化対策などのため、園舎の新築・改築を実施しています。平成24（2012）年度には豊崎幼稚園新設、平成27（2015）年度には上田幼稚園から分離したゆたか幼稚園を新設しました。また、平成28（2016）年度から上田幼稚園改築事業に取り組んでいます。今後も引き続き、幼稚園の教育環境のさらなる充実に向けて取り組む必要があります。



幼稚園の一覧

単位：学級・人・人/学級

幼稚園名	学級数	園児数	1学級あたりの園児数
上田幼稚園	4	102	26
長嶺幼稚園	3	83	28
座安幼稚園	3	82	27
豊見城幼稚園	3	77	26
伊良波幼稚園	3	82	27
とよみ幼稚園	4	108	27
豊崎幼稚園	3	85	28
ゆたか幼稚園	6	153	26
聖マタイ幼稚園(私立)	4	128	32

※平成28年(2016年)5月1日現在

資料：学校基本調査

○多様なニーズへの対応

共働き家庭などが増加している中、幼稚園には、保育のニーズを担うことも期待されており、本市においても市立幼稚園全園で「預かり保育^{*1}」を実施するとともに、平成28年度からは土曜日の預かり保育を実施しています。今後も引き続き、多様なニーズに対応した幼児教育の充実を図る必要があります。

○家庭・地域、保育所等との連携

幼児期の教育は、幼稚園のみが担うものではなく、家庭や地域との連携により、「地域ぐるみの子育て・教育」を進めていく必要があります。また、教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図る観点から保育所、認定子ども園^{*2}及び小学校との連携の強化が求められています。

○支援を必要とする園児への支援の充実

本市の幼稚園では「特別支援教育」を実施し、障害を持つ園児を対象に特別支援教育支援員を配置するなど支援しています。今後も引き続き、支援を必要とする園児やその保護者へのきめ細かな対応により、支援を充実していく必要があります。

【用語解説】

※1 預かり保育：女性進出の増大などによる保育ニーズの多様化に対応するため、通常の教育時間の終了後や夏休みに幼稚園が行う教育活動

※2 認定子ども園：教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設

(1) 教育プログラムと施設の充実

国や県教育委員会の基本方針等を基本としつつ、各幼稚園の地域特性等を踏まえた体験活動の充実や地産地消^{※3}の観点からの食育^{※4}など多様化するニーズに対応する教育を実施することを通して、本市の実態にあった教育プログラムの充実を図ります。また、複数年保育を継続するとともに、3年保育の検討を行います。

幼児期から児童期への連続した子どもの発達を意識し、遊びをとおして学ぶ幼児期の教育から、教科等の学習を中心とした小学校教育へと、子どもの生活や学びがスムーズに移行していけるよう取り組みの充実を図ります。

園舎などの施設については、今後も情操教育などに留意して、老朽化への対応や環境改善などを計画的に実施していきます。備品や用具などについても、各幼稚園の状況やニーズを正確に把握しその充実に努めます。

引き続き、平成30年度末の供用開始に向け上田幼稚園の改築を推進します。

(2) 多様なニーズへの対応

保護者の就労形態の多様化に対応するための支援の一環として「預かり保育」を継続するなど多様な保育ニーズへの対応を図ります。また相談支援員の配置を継続し、子育てに悩む保護者への相談体制の強化に努めます。

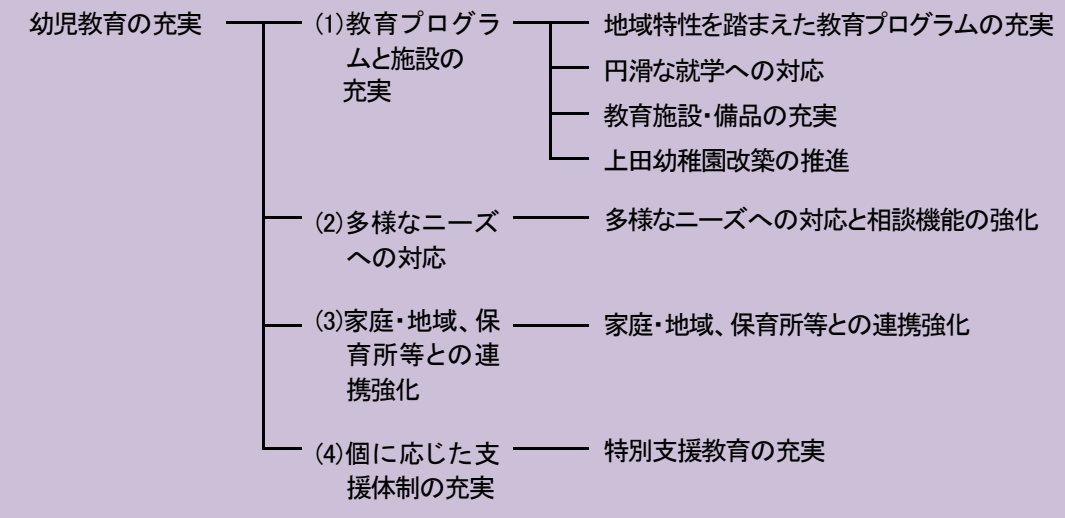
(3) 家庭・地域、保育所等との連携強化

家庭や地域、保育所や認定子ども園、幼稚園、小学校との交流や情報交換などの連携の下、規則正しい生活習慣を身に付けさせる教育指導を、幼児一人ひとりの発達に留意しつつ進め、総合的な視点から幼児教育を推進します。

(4) 個に応じた支援体制の充実

特別な支援を要する園児に対し、園生活で必要に応じて「特別支援教育支援員」を配置するなど、きめ細かな支援を行うことで、安全への配慮と幼児教育の充実を図ります。

施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
公立幼稚園の改築数	—	—	1施設（上田幼稚園）
「預かり保育」の受け入れ率	100.0%（H22年）	100.0%	100.0%

【用語解説】

※3地産地消：地域で採れた食物を地域で消費すること

※4食育：様々な経験を通して「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

○時代に対応した教育

本市には、平成28(2016)年度現在、小学校が8校(189学級、児童数4,883人)、中学校が3校(69学級、生徒数2,201人)あります。国では、いわゆる「生きる力」を育成するため教育施策を進めており、この考え方に基づいた「学習指導要領」が、小学校は平成23(2011)年度から、中学校は平成24(2012)年度から実施されています。

また、外国語教育、情報教育、特別支援教育を重視しており、それぞれ外国人講師配置事業・小学校外国語活動事業、情報教育指導補助員配置事業、特別支援教育支援員配置事業を実施しています。

引き続き、小・中学校に対しては、時代に対応した教育を進めていく必要があります。

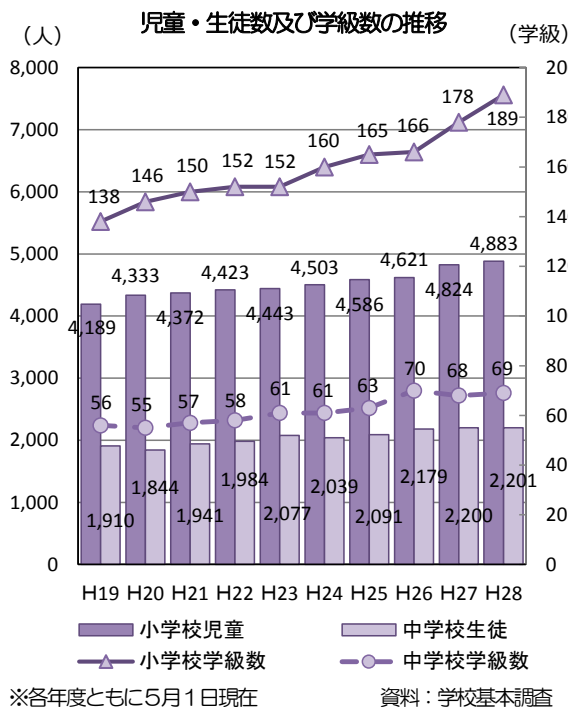
○教育施設の不足と老朽化

人口の増加により、児童数も増える傾向にあり、受入れ数の拡大のため、平成24(2012)年度には豊崎小学校の新設、平成27(2015)年度には上田小学校から分離したゆたか小学校を新設しました。

また、小・中学校の耐震化優先度調査に基づき、上田小学校の改築及び豊見城中学校の改築事業など耐震化に取り組んでおり、引き続き推進する必要があります。

教育環境の向上のため、空調や放送、LAN※1などの設備の改善を実施するとともに、ICT※2活用による効果的な授業を展開するため、電子黒板の整備を実施しました。

今後も適切な教育環境を提供するため、施設や設備の適切な維持・管理等を図っていく必要があります。



小・中学校の一覧 単位：学級・人・人/学級

学校名	学級数	児童・生徒数	1学級あたりの児童・生徒数
上田小学校	25 (3)	691 (16)	28
長嶺小学校	23 (4)	522 (13)	23
座安小学校	18 (4)	399 (20)	22
豊見城小学校	21 (4)	522 (19)	25
伊良波小学校	25 (4)	658 (17)	26
とよみ小学校	27 (5)	697 (27)	26
豊崎小学校	29 (2)	841 (8)	29
ゆたか小学校	21 (2)	553 (9)	26
豊見城中学校	26 (3)	846 (21)	33
長嶺中学校	19 (3)	582 (11)	31
伊良波中学校	24 (3)	773 (20)	32

※()内はそのうち特別支援学級 ※平成28(2016)年5月1日現在 資料：学校基本調査

【用語解説】

※1 LAN：組織内で情報を電子的に共有するネットワーク環境

※2 ICT：情報 (information) や通信 (communication) に関する技術 (Technology) の総称

○安全な学校給食の提供と新たな役割

小学校に学校給食を提供するため、昭和61（1986）年、伊良波地区に学校給食センターが建設されました。安全な学校給食を提供していくため、建物や設備等の老朽化への対応と適切な維持管理が必要です。

献立においては、栄養のバランスはもちろんのこと、地産地消^{※3}の考え方から、地元産の食材、特に産地である葉野菜類を多く使用した給食を提供することに努めています。また、栄養士による食育^{※4}指導、保護者への講話や試食会、調理講習会なども開催しています。

○地域全体での教育環境づくり

小・中学生への教育は、学校のみではなく、家庭や地域などとの連携が不可欠となります。本市では、「地域力」を活かして学校支援ボランティアによる学習支援、読書活動、環境美化、防犯、クラブ活動支援、学校生活支援など多彩な活動が展開されています。また、問題を抱える児童・生徒を取り巻く環境改善に向け、「スクールソーシャルワーカー（SSW）^{※5}」を配置し、児童相談所や福祉事務所等の関係機関とのネットワークの構築や、学校・家庭・専門機関とのつなぎ役として支援を実施しています。

引き続き、学校と家庭や地域などとの連携をさらに強化し、地域全体での教育環境づくりが求められます。

○支援が必要な児童・生徒への支援の提供

本市の小・中学校では「特別支援教育」を重要視しており、発達の気になる子や障害をもつ児童・生徒を対象に特別支援教育支援員の配置をはじめとする支援を行っています。また、不登校などの児童・生徒については、「教育相談室」における教育相談や学習活動等を実施して、学校生活への復帰を支援しています。

困窮世帯への就学援助として就学援助補助（要保護・準要保護）事業を実施しています。また、豊見城市育英会では、向学心があるものの経済的理由により就学困難な生徒・学生へ学資を貸与する「奨学金」制度を実施しています。

このような支援を必要とする児童・生徒やその保護者へのきめ細かな対応を図ることにより、学習機会を確実に提供していく必要があります。

ゆたか幼稚園・小学校開園・開校記念式典



学校給食



【用語解説】

- ※3地産地消：地域で採れた食物を地域で消費すること
- ※4食育：様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること
- ※5スクールソーシャルワーカー（SSW）：いじめ、不登校等の問題行動の背景にある家庭環境の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う専門家

(1) 教育プログラムの充実

「生きる力」の育成を目指した「学習指導要領」に基づく小・中学校教育を実施します。また、「確かな学力」の向上を図るため、定期的な学力調査等を実施するとともに、児童・生徒一人ひとりが意欲や関心を持ち、「わかる喜び」を実感することができる指導方法の工夫・改善に取り組みます。

社会情勢の変化に適応していく上で重要な素養と基礎知識を身に付けるため、児童・生徒の外国語教育、情報教育及び特別支援教育の充実に取り組むとともに、児童・生徒一人ひとりの個性と能力に応じたきめ細かな生活指導や進路指導、キャリア教育、スポーツ・文化教育など教育プログラムの充実に努めます。

教職員の指導力の向上を図るため、研修や評価システムの充実を図るとともに、教職員相互の連携や若い教職員への指導・相談などの充実に努めます。

(2) 教育施設・設備等の充実

本市では、人口増加とともに児童・生徒数の増加が想定されるため、的確な将来予測に基づいた学校施設の計画的な整備を実施します。また、学校施設の維持・管理を図るとともに、平成 30 年度末供用開始に向けた上田小学校及び平成 33 年度供用開始に向けた豊見城中学校の改築など耐震化や長寿命化の取り組みを推進します。

設備面においては、運動施設の整備や「情報教育」の強化のための電子黒板、パソコンや LAN 整備など、教育設備の充実に努めます。

(3) 学校給食の充実

学校給食センターを拠点に、安全でおいしい学校給食を継続して提供していくため、児童・生徒の増加及び老朽化への対応として、施設や設備の計画的な整備・更新に取り組むとともに、適切な運営・管理に努めていきます。

農水産業などと連携し、地元産の食材を多く使用した給食を提供することで地産地消を推進します。児童・生徒の発達段階に応じた健康づくりのための食育指導や、保護者への講話や試食会、調理講習会等の充実に今後も取り組んでいきます。

また、良質な学校給食を維持していくため、給食費の徴収率の向上を図ります。

(4) 家庭や地域等との連携

学校に関する情報について、保護者のみならず地域全体に積極的な発信を行います。教育委員会と学校・家庭・専門機関が連携できるようにスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置し、児童・生徒と保護者の誰もが気軽に相談できる体制の充実に努めます。

地域ボランティア等との連携により放課後こども教室を推進します。また、学校と地域の防犯対策を図る PTA や地区防犯協会などによる安全マップの作成、不審者情報の共有化、「声かけ運動」など多様な活動を促進することを通して「地域力」を活かした教育環境づくりを支援します。

また、学校評議員や保護者アンケートなどによる学校評価により、学校教育の客観的な評価を実施し、地域に開かれた信頼される学校づくりに努めます。

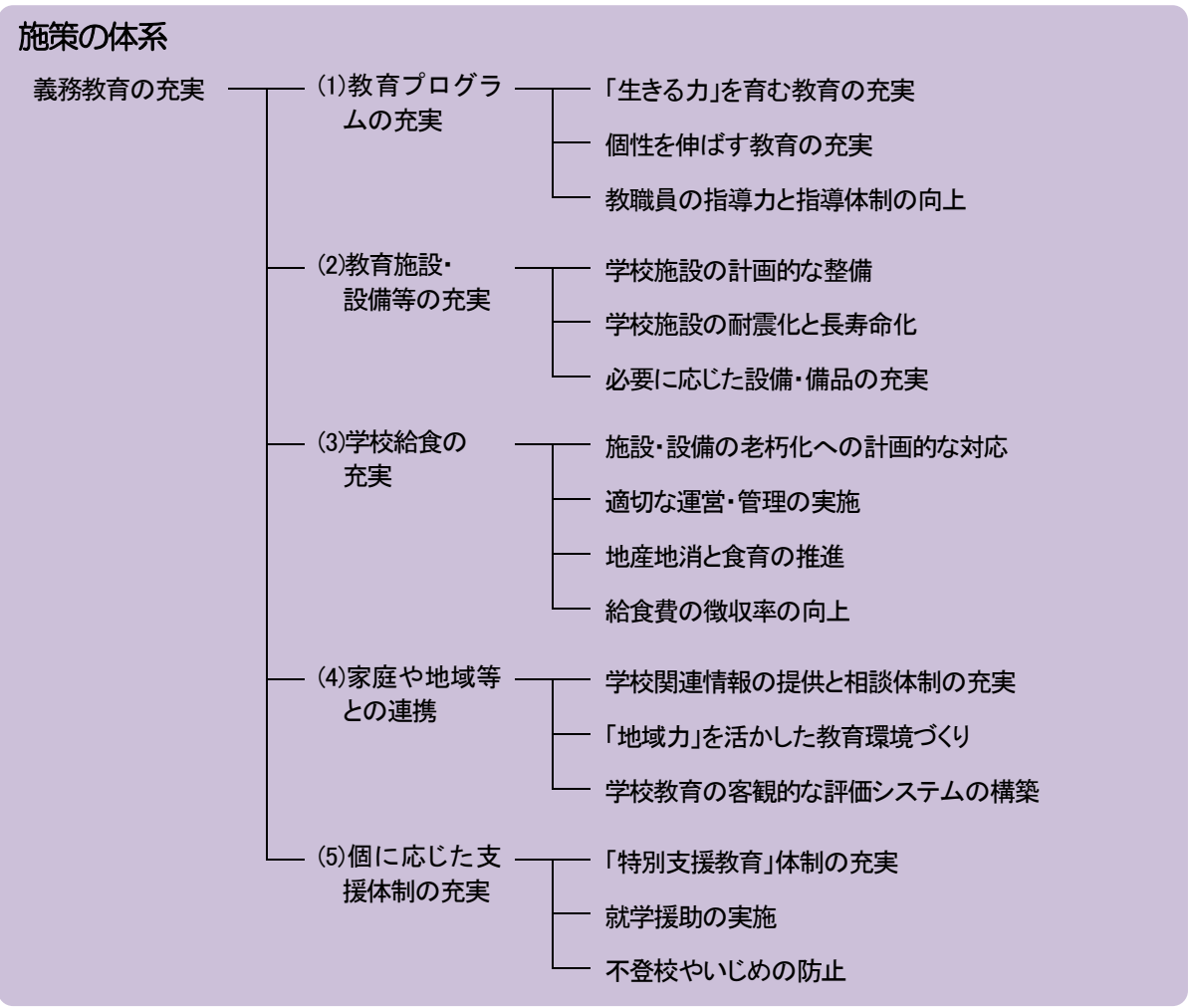
(5) 個に応じた支援体制の充実

「インクルーシブ教育※6」の考え方を基本に、障害をもつ児童・生徒の受入体制の充実に向け、「特別支援教育支援員」の適正配置やバリアフリー化の推進、障害の状況に応じた就学相談、健常児童・生徒との交流活動など、きめ細かな「特別支援教育」の充実に努めます。

また、経済的な理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、必要な援助を行います。

不登校の児童・生徒に対して、「教育相談室」などでの教育相談や学習支援を継続的に実施し、通学・学習意欲の向上を支援します。また、いじめがない社会づくりを目指し、思いやりの気持ちを育てる教育を強化します。

施策と体系



目標指標

目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
小・中学校の分離新設・建替え数	—	3校 (豊崎小学校、ゆたか小学校、座安小学校)	5校 (2015年度実績値3校及び上田小学校、豊見城中学校)
小・中学校の校舎の耐震化率※7	60.0% (H22年4月)	81.8%	100.0%
《てくてく登校》毎日、徒歩で登校している児童・生徒の割合	—	小学校67% 中学校45%	小学校80% 中学校80%

【用語解説】

※6インクルーシブ教育：障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み

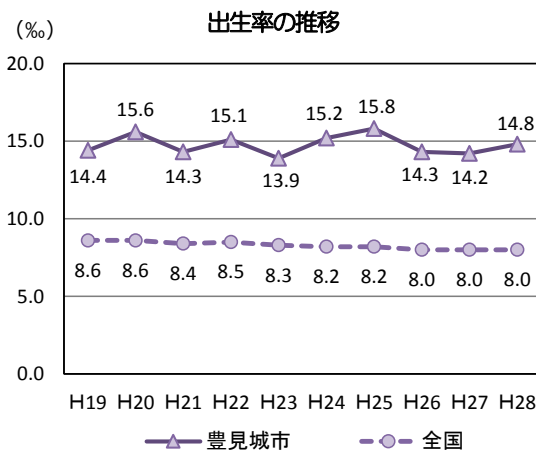
※7耐震化率：建築基準法改正以降に新しい耐震基準で立てられた棟と耐震補強済みの棟の割合を示す

○高い出生数と保育所利用児童数の増加

全国的に出生率が低下する中、本市は平成28(2016)年で人口1,000人当たりの出生数が14.8人(全国8.0人)と高い水準を維持しており、子どもの数は増加しています。

本市には、平成28(2016)年4月1日現在19施設の認可保育所(公立1施設、私立(法人立)18施設)があり、さらに4施設で小規模保育事業、2施設で事業所内保育事業を実施しており、2,232人の児童を受入れています。これまで積極的に認可保育所等の整備に努めてきましたが、依然として待機児童は多くみられ、更なる受け皿の確保が求められます。

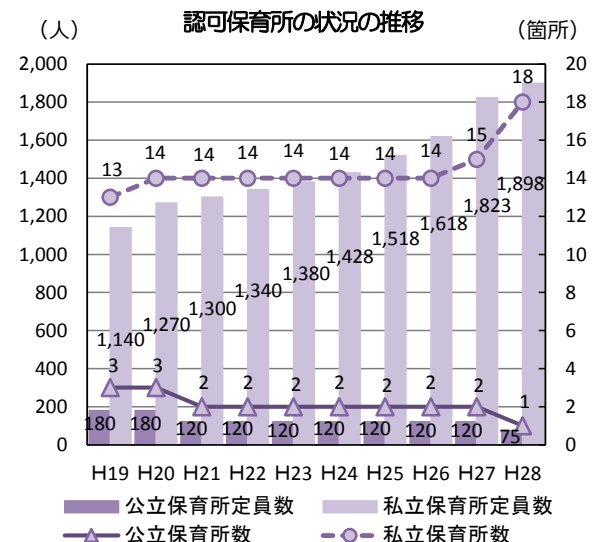
子ども・子育て支援制度の施行により、本市では平成27年(2015)年3月に「豊見城市子ども・子育て支援事業計画」を策定しており、今後は同計画に基づき学びの連続性が図られるよう質の高い教育・保育の提供及び特別な支援を必要とする子どもやその保護者に対する支援の充実などが必要となっています。



※各年ともに3月31日現在

※「%」は人口1,000人当たりの値

資料：市民課



資料：沖縄県

○子育て支援ニーズの多様化

市民のライフスタイルの変化に伴って、延長保育や一時預かり、病児保育、障害児保育など子育て支援ニーズは多様化しています。

また、家庭や行政だけでなく地域ぐるみで子育てを支援することで、安心して子どもを産み育てることのできる社会を構築するとともに、児童を健やかに育む環境を整えていくことが必要となっています。

○児童虐待の未然防止と早期発見

本市では、要保護児童対策地域協議会を設置し、児童相談所等関係機関との連携や相談体制を充実するなど、複雑な課題を抱える要保護児童等の支援に取り組んでいます。

引き続き、児童虐待の未然防止及び早期発見のため、相談体制の充実及び関係機関との連携強化を図っていく必要があります。

【用語解説】

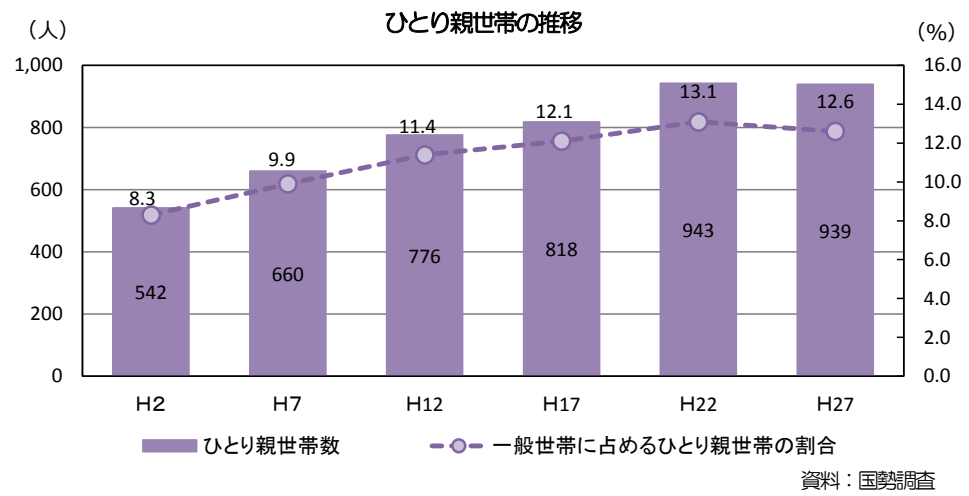
※1 預かり保育：女性進出の増大などによる保育ニーズの多様化に対応するため、通常の教育時間の終了後や夏休みに行う幼稚園が行う教育活動

〇ひとり親世帯の増加

ひとり親世帯の数は、平成 27 年度の国勢調査によると 939 世帯と市の人口増加に伴って世帯数も増えています。ひとり親世帯のうち精神的・経済的な問題を抱える世帯に対して、子どもが健やかな環境で成長していけるよう引き続き負担を軽減するとともに、自立に向けた支援を行っていく必要があります。

〇子どもの貧困

平成 27 年度調査によると沖縄県の子どもの貧困率^{※2}は 29.9%と、全国の 16.3%の 1.8 倍となっています。本市においても、支援員の配置や居場所づくり等子どもの貧困対策に積極的に取り組んでいく必要があります。



豊見城市地域子育て支援センター くっぴー



ファミリー・サポート・センター事業



わらびんちゃあ遊愛フェスティバル



わらびんちゃあ遊愛フェスティバル



【用語解説】

※2子どもの貧困率：子ども（17歳以下の者）全体に占める、貧困線（世帯収入から国民一人ひとりの所得を試算して順番に並べたとき、真ん中の人の所得の半分）に届かない子どもの割合

(1) 質の高い保育サービスの充実

認定こども園の整備推進や小規模保育事業の実施など多様な保育サービスの提供充実を図るとともに、保育士確保の促進など待機児童の解消に取り組みます。

学びの連続性が図られる質の高い教育・保育サービスの提供充実を図るとともに、特別な支援が必要な子ども及びその保護者に対する支援の充実などに取り組みます。

公立保育所を拠点保育所と位置づけ、多様な保育ニーズに柔軟かつ迅速に対応できる保育サービス提供体制の充実を図ります。

認可外保育施設に入所する児童の健全な発育と安全が確保されるよう、認可外保育施設に対する給食費等の支援および職員の資質向上の促進など、認可外保育施設の保育環境の充実支援を図ります。

(2) 地域と社会による子育て支援

子育てにやさしいまちづくりを進めるため、地域の中で子どもが健やかに育つことを全ての市民が見守り、支えあう地域コミュニティ意識の醸成に努めるとともに、地域子育て支援センターの機能向上及び充実を図ります。

また、子育て家庭が必要とする子育て支援情報の提供や、公的な各種制度の活用を継続するとともに、民生委員・児童委員や各種関係機関と連携し、全ての家庭が良好な家庭環境の中で子どもを育てることを支援していきます。

こうした取組の中で、子どもたちを犯罪や事故から守るための地域の安全対策に努めるとともに、放課後児童クラブなど子どもの安全な居場所づくりや、交流の場づくりを推進し、児童の健全育成に資する生活環境の形成を推進します。

(3) 児童虐待防止対策の充実

「児童相談所」や警察などの関係機関や地域の民生委員・児童委員などとの連携を強化し、虐待行為の早期発見に努めるとともに、相談体制や各種子育て環境づくり、子育て支援策などを充実することで、虐待防止に取り組みます。

(4) ひとり親家庭の支援の充実

ひとり親家庭等の生活の安定と社会的な自立のため、各種制度に基づく経済的支援及び就業支援を行うとともに、相談支援の充実を図ります。

(5) 子どもの貧困対策の推進

子どもたちの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることなく、未来に向かって健やかに成長していけるよう、関係機関と連携した相談体制の充実や子どもの居場所づくりの提供等必要な環境整備を行うとともに、学習支援を行い、キャリアアップ形成を支援します。

子育て講座 3B体操



子育て講座 ベビーマッサージ



家庭児童相談室

豊見城市 児童相談・女性相談・虐待通報
家庭児童相談室
 ~家庭のこと悩んでいませんか~

相談無料

子育てや家庭のことで、ご相談を受けています。
 ご相談に対する助言をさせていただくほか、
 必要な支援サービスのご提案や、
 適切な専門機関の情報をご提供しています。

育児・しつけ・発達

育児やしつけに困っている。
 子育てがわからないため不安になる。
 子育てがつかない、子ども多動になってしまう。
 ことばや身体の発達が不安になる。
 とても育てにくい子で対応に困っている。

非行・不登校

家に帰ってこない、深夜まで遊んでいる。
 子どもが暴力を振るう。
 学校に登校しない。

養育・経済不安・妊娠

両親が死亡、家出、入院などで子どもが心配。
 養育者がいないため子どもが心配。
 経済的に不安があり、子育てが心配。
 思いがけない妊娠に戸惑っている。

女性相談

配偶者等から暴力(DV)の被害を受けている。
 配偶者の酒やギャンブル等で悩んでいる。
 離婚等の制度について教えて欲しい。
 家庭の不和、夫婦間の悩みがある。

虐待かもと思ったらすぐにお電話をください。

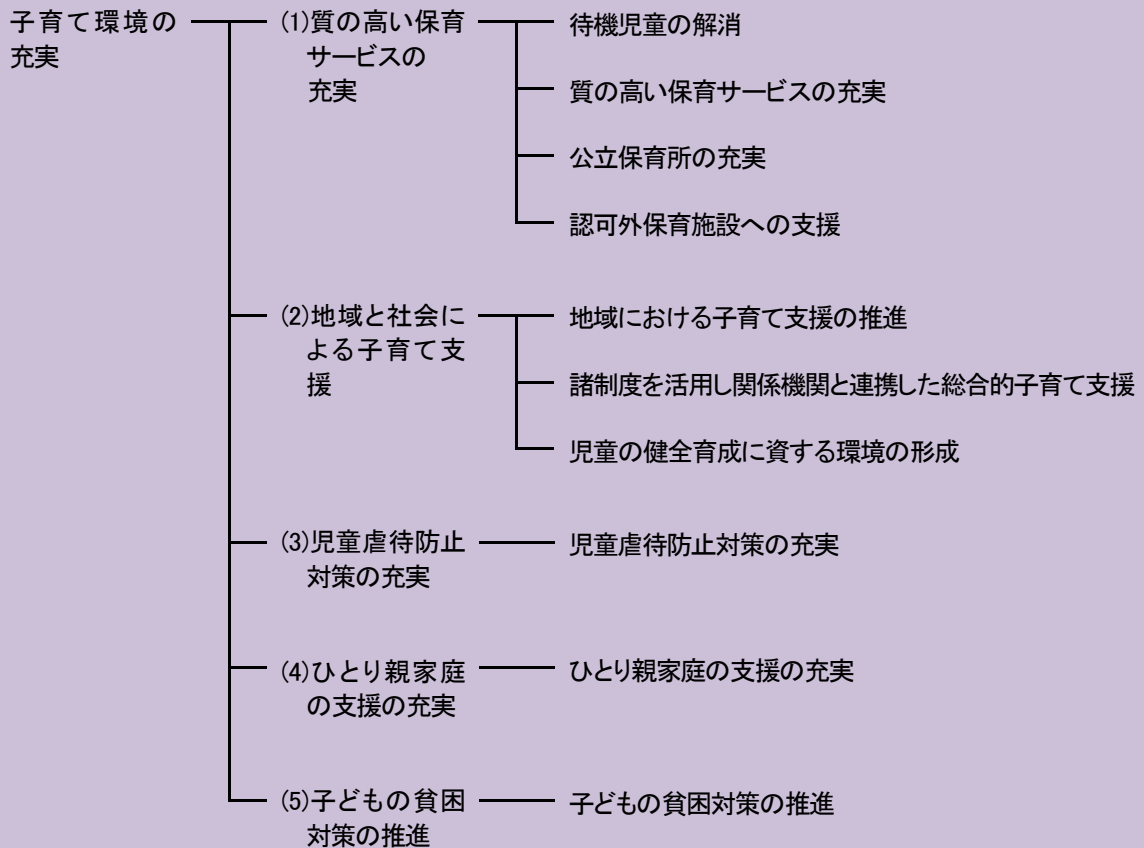
あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。
 連絡は匿名で行うことも可能です。連絡先や連絡内容に関する秘密は守られます。



身体的虐待(暴力・拘束等) 性的虐待(児童への性交等)
 心理的虐待(暴言・児童面前DV・夫婦喧嘩等)
 ネグレクト(ご飯を食べていない・身なりが汚いまま等)

泣き声

施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
子育て支援センター設置数	1施設	2施設	3施設
待機児童数	99人	41人	0人

第1節 地域文化の振興

○守り引き継ぐ豊富な歴史・文化資源

本市には豊見城グスク、平良グスク、保栄茂グスク、長嶺グスクなどの「グスク」をはじめ、日本の近代化に貢献したジョン万次郎が滞在した「高安家」や本市が舞台となっている組踊「末生の縁」などがあります。

市指定の有形文化財としては、口上^{こうじょう}寛^{かん}（古文書）、重修真玉橋碑（歴史資料）、字与根大城家文書（古文書）、真玉橋遺構（建造物）が存在します。また、市内には指定を受けていない文化財も数多く存在します。

これら文化財は、本市にとって重要な歴史的・文化的資源であるとともに全ての市民の財産であり、未来の文化創造のために後世につなげていくことが求められます。

○地域文化を活用した取組

地域の伝統行事として各地の綱引き、高安のガンゴー祭、保栄茂のマチ棒などがあります。文化的な取り組みとしては市総合文化祭、ハーリー由来祭りなどがあります。このような地域の伝統行事や文化的な取り組みについては、今後も継続・充実を図る必要があり、そのための支援などが求められます。

郷土の歴史資料を収めた歴史民俗資料展示室の展示資料の充実や周知、そのほか、地域文化講座の開催、社会教育並びに学校教育における地域文化学習なども必要です。

○市の歴史の継承

本市の歴史を収集し広く市民に伝え後世に継承していくことは、市の責務であるといえます。

本市では、これまでに市史の編さん事業を行ってきており、民俗編、新聞集成編、戦争編、及び文献資料編に加え、移民編を発刊しています。今後は、「社会と文化・教育編」及び「通史編」の編さんを進める必要があります。

豊見城市総合文化祭



市(村)史・写真帳・市(村)史だより



(1) 歴史的・文化的資源の保全・継承

本市に残る「グスク」や「真玉橋遺構」などに代表される、歴史的・文化的資源を保全し、次世代への継承に努めます。

また、歴史的・文化的資源の関連情報を調査・収集・整理するとともに、広く公開・周知することで市民の財産である歴史的・文化的資源の保全の意義を広めていきます。

本市の貴重な財産である「指定文化財」については、適切に管理を行います。「真玉橋遺構」は、見学者が利用しやすいよう、周辺環境も含めた保全・管理を行うとともに「口上覚」・「重修真玉橋碑」・「字与根大城家文書」は歴史民俗資料展示室での公開など、活用を推進します。

また、指定を受けていない文化財についても、所有者等と保全について協力を図るとともに、郷土の歴史や文化を学ぶ貴重な資源として周知・活用に努めます。

本市にゆかりのある「組踊」をはじめとする伝統芸能については、関連組織などへの支援を検討することにより、後継者の育成につなげます。

(2) 文化事業の推進と関連施設の充実

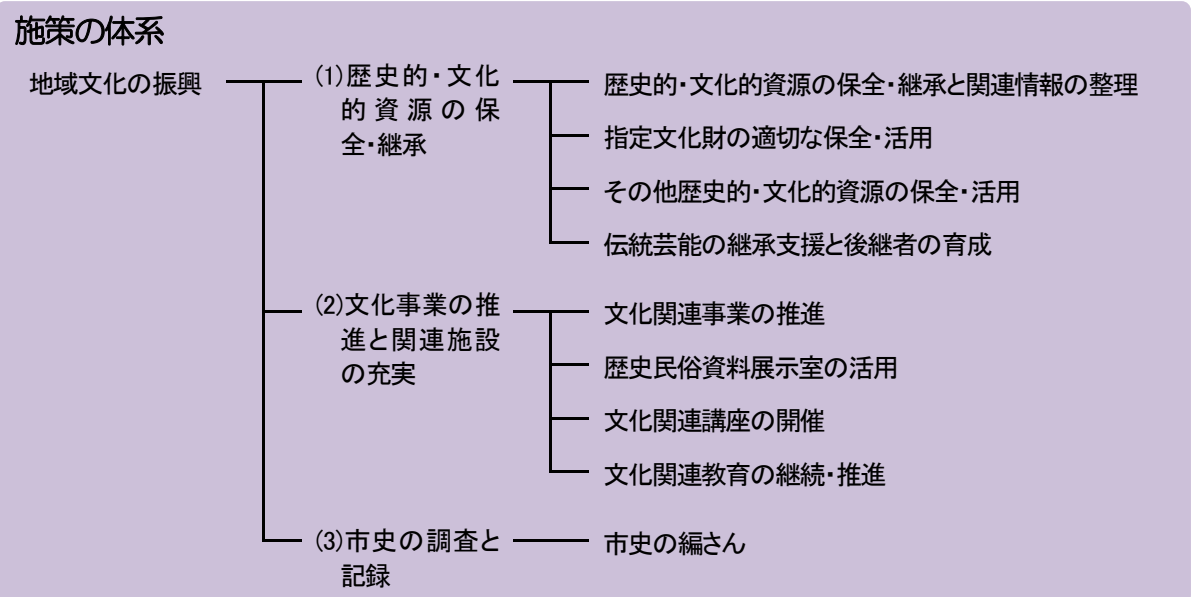
市総合文化祭やハーリー由来祭りをはじめとする文化関連事業の推進とその支援に努めるとともに、ボランティアガイド養成など、本市の文化振興の担い手となる人材育成を図ります。

郷土の歴史文化を学び伝える場として歴史民俗資料展示室の充実を図るとともに、多くの市民等に利用いただけるよう、広報・周知を行います。

地域の歴史文化の保全・継承を支援していくため、文化関連の講座を開催します。また、社会教育並びに学校教育において本市の歴史文化に関する学習を推進します。併せて、しまくとぅばの普及・継承にも取り組みます。

(3) 市史の調査と記録

市の歴史を収集し、広く市民に伝えることで後世に継承していくため、市民などからの情報の収集を行うとともに、市史「社会と文化・教育編」及び「通史編」の編さんを進めていきます。



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
文化財標柱設置数	53本	91本	160本

第1節 生涯学習社会の確立

○多様化する生涯学習ニーズ

近年は、社会経済の成熟とともに、市民の価値観の多様化と高度化がさらに進み、また、いわゆる「団塊の世代」が一斉退職の時代を迎えたこともあって、同世代の社会参加による生涯学習のニーズの高まりがみられます。しかしながら、社会教育関係団体会員が減少していることから市民がもっと加入しやすい環境を整えることや、女性の利用が中心の面があるため男性の参加を促す工夫が求められており、引き続き市民の生涯学習ニーズの高まりや多様化に 대응するため、生涯学習体制の充実を図っていく必要があります。

本市においては、生涯学習に関連する施設として中央図書館、中央公民館などがあります。平成8(1996)年に開館した中央図書館においては、空調機器の更新による快適環境の確保や照明のLED化による照度の確保など施設の充実を図るとともに、夏休み中の開館時間を早めるなど利便性向上に努めており、貸出者数は増加傾向にあります。また、書籍の貸出し以外に、読み聞かせや資料展示、手作り教室などの催しも開催しています。しかしながら、インターネットの普及等により、「活字離れ」が進んでいる状況も危惧され、引き続き利便性向上や蔵書の充実に努める必要があります。

また、中央公民館は、市民の教育・文化・生涯学習の向上に寄与する社会教育施設として昭和57(1982)年に開館しました。大ホールにおいては、デジタル化による高度で効果的な演出ができるよう照明設備及び音響設備の改修を実施しました。全体的に施設・備品の老朽化が進んでいることから、今後は適切な更新や維持管理が必要となっています。

中央図書館の蔵書数等の推移

単位：冊・人

中央公民館の利用状況の推移

単位：人・回

年度	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27
蔵書数	193,963	197,529	203,583	205,339	208,335
登録者数	42,428	42,705	45,057	46,404	47,777
貸出者総数	74,617	66,638	71,563	71,613	76,378
貸出総冊数	297,096	277,559	316,626	326,682	346,082

※各年度ともに3月31日現在

資料：中央図書館

年度	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27
利用者数	113,766	124,427	114,643	125,577	81,276
利用回数	2,723	3,280	3,067	3,087	2,873

資料：中央公民館

○様々な生涯学習プログラムの展開

様々な生涯学習の機会を市民に提供するため、関係機関と連携して、様々な講座や講演を実施しています。平成15(2003)年度からは生涯学習フェスティバルを開催し、サークル団体の発表などの機会を通して活動の活性化を支援しています。その他、地域に出向いての講座開催や、高齢者の仲間づくり・生きがいつくりにも貢献している豊寿大学等、市民ニーズに対応した多様な事業を実施しています。

生涯学習機会の拡大に向け、これらを含む多様なプログラムを継続的に提供し、さらに充実を図っていくことが求められています。

○子どもが健やかに育まれる地域環境の必要性

放課後や週末に子どもが、元気にのびのびと過ごすことができる安全な環境づくりのため、健全育成環境や放課後・週末における遊び場・居場所づくりが求められています。

(1) 生涯学習体制の充実

市民の生涯学習の充実を支援するため、市民団体や事業者などと連携した体制の充実を図るとともに社会教育関係団体の活動状況の周知を行うなどその活性化を支援します。

中央図書館や中央公民館といった関連施設の充実を図るとともに、適切な維持・管理に努めます。必要に応じて補修や備品の充実などを行うほか、利用時間や利用形態・運営方法などのあり方について、効果や効率、コストなどを総合的に考慮して、継続的に検討する中でより市民に利用しやすい施設運営に努めます。

(2) 多彩な生涯学習プログラムの提供

多様化する市民の生涯学習ニーズに応えるため、様々な分野における学習情報や講座の開催内容などの情報を収集し、市ホームページや広報紙などで提供します。

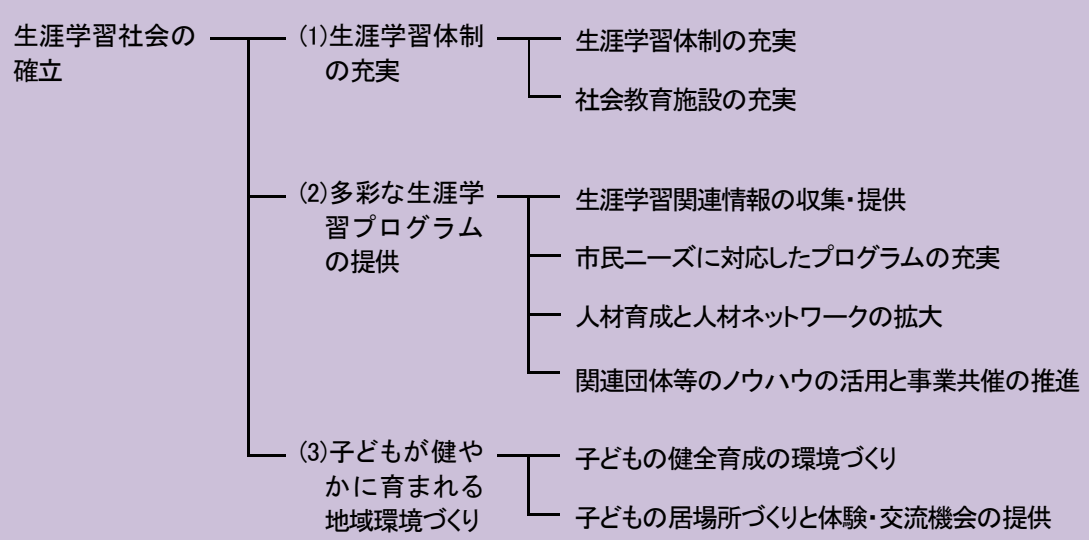
また、各種の講座などのプログラム内容の充実に努めます。市民に身近な地域単位での生涯学習の場を提供する「出前講座」の開催など、市民意向を踏まえてプログラムの変更や充実も検討します。さらに運営に当たる人材や講師の育成を図るとともに、市内外に人的なネットワークを拡大することにより新たな講師などの発掘にも努めます。

市主催の事業を継続することにとどまらず、沖縄県や市内の各種団体、地域の人材などがもつ情報やノウハウを活かすとともに、こうした関係機関との事業の共催も推進します。

(3) 子どもが健やかに育まれる地域環境づくり

子どもたちが安全・安心かつ健やかに育まれる環境づくりのため、家庭や地域、市民団体などと連携して放課後や週末等の子どもたちの適切な遊びや生活の場の確保に努めるとともに、学校施設やその他の公共施設などを活用し、放課後子ども教室事業などの施策を通して学習やスポーツ、文化活動、交流活動など多様な体験や交流機会の提供に取り組みます。

施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
中央図書館貸出者総数	72,684人 (H21年度)	76,378人	80,000人
中央公民館延べ利用者数	81,187人	81,276人	100,000人

第3部 共助でつくる健康文化と福祉のまちづくり ～健康・福祉分野～



第2節 スポーツ・レクリエーションの振興

○スポーツ施設の維持・充実の取組

本市の屋内スポーツ振興の核として、平成26年に「市民体育館」を整備しており、多くの市民に利用されています。この他にも、市内には陸上競技場をはじめ、瀬長島野球場、総合公園庭球場、豊崎にじ公園庭球場、豊崎海浜公園庭球場、水泳プール、与根屋外運動場（野球場）、与根サッカー場などスポーツ施設の整備を実施しています。また、一部の学校運動場には照明設備を設置しており、夜間も一般開放するとともに、平成28年度より施設予約システムを導入しており、より利用しやすい環境となっています。

こうしたスポーツ施設は、市民の健康増進やレクリエーション、交流の場になるなど、重要な機能を果たしています。

また、県内でのスポーツ合宿ニーズは高く、国内外の多くのスポーツキャンプ等が開催されており、「沖縄県スポーツコンベンション誘致戦略」により全県一丸となった取組みが求められています。本市でも、2020年の東京オリンピック、パラリンピックに向けて競技団体等合宿誘致を推進しており、今後も更なるスポーツ施設の維持・充実に努めていく必要があります。

○各種スポーツ振興のニーズの高まり

本市の主催する代表的なスポーツ関連のイベントとしては「新春マラソン大会」「壮年ソフトボール大会」「児童生徒オリンピック大会」があります。

また、NPO法人豊見城市体育協会が、陸上競技大会や各種のスポーツ大会を開催しています。豊見城市スポーツ少年団が開催する少年野球・バレーボール・サッカーなどの大会その他各種団体や地域による運動会なども活発に開催しています。

その他、豊崎美らSUNビーチではビーチバレーやビーチサッカーなど新たなスポーツへのニーズの高まりもみられます。

○スポーツ振興の体制づくり

本市では、スポーツ関連の団体が組織化され、スポーツ推進委員などによるスポーツ振興が進められています。

また、市民の心身の健康維持・増進に向け、学校教育におけるスポーツ振興にとどまらず、生涯スポーツを支援する体制づくりに努めていく必要があります。

市民体育館



新春健康マラソン大会



(1) スポーツコンベンションの推進

交通アクセスに恵まれた立地条件を活かすとともに、市内に有するスポーツ施設を活用し、各種大会、スポーツ合宿の誘致を行い、スポーツコンベンションを推進します。また、市内のスポーツ施設の水準を高め、市民の健康増進を進めながら、スポーツコンベンション施設として有効活用できる施設となるよう、機能強化を図ります。特に、豊見城総合公園については多様な主体が集い活躍するスポーツ交流拠点の形成を図ります。

市民のスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、各種スポーツ施設の適切な維持・充実に努めるとともに、「指定管理者制度^{※1}」の導入後の市民サービスの向上や利便性の向上について検証を実施し、より市民の利便性の高い施設運営を図ります。

市内の学校における運動施設の一般開放を引き続き実施します。

また、既存の公園や道路を利用したジョギングやウォーキングコースの整備に努めます。

(2) 多彩なスポーツ事業の実施

競技人口の増加や競技力向上のため、スポーツ・レクリエーションに関する情報の収集と提供を行い、スポーツ振興に努めます。

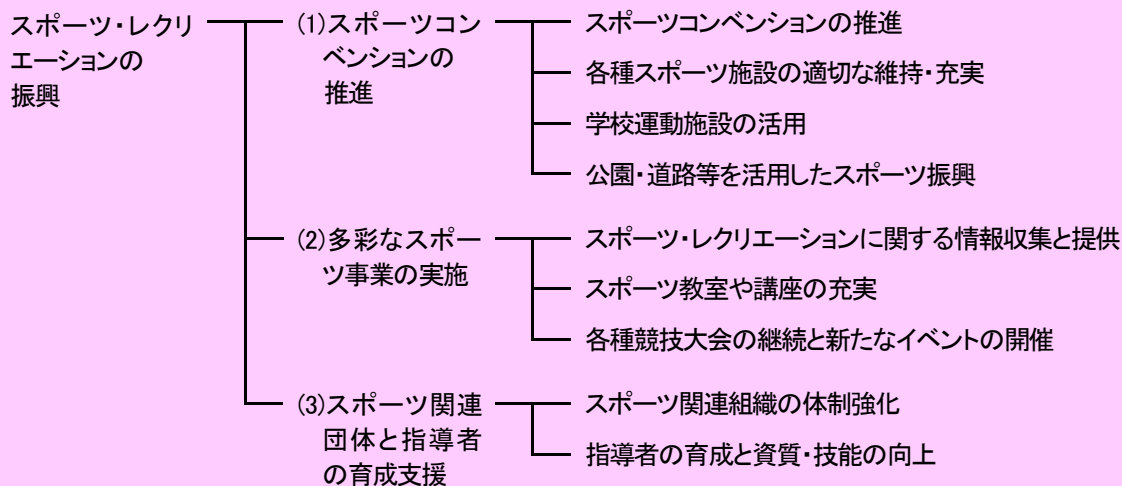
各種のスポーツ教室や講座、スポーツイベントなどに対する市民ニーズを把握し、関係団体と連携して、その充実に努めます。また、オリンピック・パラリンピック強化合宿等誘致を推進するにあたり、選手と市民の交流イベントを企画するなど、新たなスポーツイベントの開催について検討します。

(3) スポーツ関連団体と指導者の育成支援

各種競技のさらなる振興を図るため、種目別の協会設立やNPO法人（特定非営利団体）化の検討など、組織体制の強化を支援します。

また、地域におけるスポーツ振興や「生涯スポーツ」の充実に努めるため、各種研修会や講習会を開催し、スポーツ推進委員やスポーツ指導者の育成と資質・技能の向上を図ります。

施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
スポーツ教室・講習会の開設数	3教室	12教室	13教室
各種スポーツ大会開催数	26大会	23大会	23大会

【用語解説】

※1 指定管理者制度：行政に代わって指定された民間事業者等が公共施設の管理を行う制度

第4部 持続可能な環境と安心・安全のまちづくり
～環境・危機管理分野～



第5部 地域特性を活かした産業創造のまちづくり ～産業分野～



第6部 都市とみどりが調和するまちづくり ～市街地・都市基盤整備分野～



第7部 計画の推進のために ～行財政改革分野～



資料編

1	基本構想	126
2	計画策定の経緯	146
3	第4次総合計画後期基本計画策定機構図	147
4	市民会議名簿	148
5	振興計画審議会名簿	149
6	第4次豊見城市総合計画後期基本計画策定に係る市民会議設置要領	150
7	振興計画審議会に関する規則	151
8	豊見城市総合計画策定委員会設置規程	152
9	振興計画審議会への諮問文	154
10	振興計画審議会からの答申文	155

1 基本構想

1 総合計画の意義と構成

1-1 総合計画策定の意義

○ まちの発展と単独市制施行

本市は、肥沃な農地に恵まれた人口 10,000 人弱のおだやかな農村でしたが、本土復帰以降、那覇市を中心とした都市圏域の拡大により市内各地で住宅団地の建設や宅地開発が進み市街化が進行した結果、急激に人口が増加し都市として大きく発展してきました。

また、「市制施行」の要件の1つである人口 50,000 人を達成し、平成 14（2002）年4月1日には、単独市制施行を果たしました。

○ 3次にわたる総合計画の策定

本市は、昭和 53（1978）年に最初の総合計画を策定して以来、「緑ゆたかな都市・豊見城」（第1次）「緑ゆたかな近代都市・豊見城」（第2次）「みどり豊かな健康文化都市・豊見城」（第3次）とこれまでの3次にわたる総合計画においても、いずれも自然や農村を表す「みどり」と「都市」が将来像に織り込まれ、都市とみどりの調和がこれまで市の大きなテーマとなっていました。

○ 社会経済情勢の変化

また、我が国では、近年の世界的な金融危機や様々な構造変化を背景に、少子高齢化、グローバル化、高度情報化の進展、地球環境問題への関心の高まりがみられるなど、様々な分野において大きな転換期を迎えており、市民一人ひとりの価値観や生活スタイル、地域の課題や期待も多様化・複雑化してきています。

○ 地方自治体を取り巻く環境の変化

また、「地方主権改革」を軸に地方自治制度の抜本的な改革や「新しい公共^{*1}」に関する議論の高まりがあり、自治体をめぐる環境はさらに変化することが予想されています。

さらに、本県においては、平成 42（2030）年の本県の未来を描く「沖縄21世紀ビジョン」が策定されており、「時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな「美ら島」おきなわ」を基本理念に新しい本県のビジョンが掲げられています。

○ まちの未来を見据えた総合計画の策定へ

本市においても、これらの社会経済の動きを踏まえ、多様な個性や価値観を持つ市民の力と本島南部広域の要衝としての地の利をこれまで以上に活かしつつ、自らの将来を自らの責任でもって決定し、切り拓いていくことが求められてきます。

このような背景から、平成 22（2010）年度を目標年次とする「第3次総合計画」を検証し、新しい時代の流れや市民の期待、地域の課題などの変化に対応したまちの未来を見据えたまちづくりの指針として「第4次豊見城市総合計画」を策定するものです。

【用語解説】

※1 新しい公共：公共サービスを市民自身やNPOが主体となり提供する社会、現象、または考え方

1-2 総合計画の役割

○ 長期的かつ総合的な地域経営の指針

総合計画は、全ての分野における行政運営の基本となる地方自治体の最上位の計画であり、地域主権時代にふさわしい地域経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的に推進するためのまちづくりの長期的かつ基本的な指針となるものです。

○ 市民や各種団体・事業者などの活動の指針

総合計画は、市民や各種団体・事業者に対し本市のまちづくりの方向性と必要な施策を示し、まちづくりに主体的に参画・協働するための指針となるものです。

○ 国・県などが策定する各種地域計画における指針

総合計画は、国や県、周辺自治体等との連携に際して、まちづくりの方向を示すものであり、計画実現に向けての必要な施策や事業を調整・反映させていく連携の基本的な指針となるものです。

1-3 構成と期間

この総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されています。それぞれの概要と期間は、おおむね次のとおりです。

基本構想

本市の理念と目指すべき将来像を明らかにし、これを実現するための基本的な施策の大綱を明らかにします。基本構想の期間は、平成 23（2011）年度から平成 32（2020）年度までのおおむね 10 年間とします。なお、10 年間より長い期間を想定とする記述内容を含む場合があります。

基本計画

基本構想に掲げる将来像を達成するため、基本的な施策の大綱に基づく施策を体系的に明らかにします。基本計画の計画期間は、平成 23（2011）年度から平成 27（2015）年度までの 5 年間とします。なお、社会経済情勢の変化や計画の進行状況などを踏まえ、必要に応じて改定を行なうものとします。

実施計画

実施計画は、基本計画で掲げた施策について、計画的かつ効果的に推進する事業を掲げたものです。実施計画の計画期間は、3 年間で、毎年検討・見直しを行います。

2 豊見城市の現状と課題

このような大きな変革のうねりの中で、全く新たな視点から本市の将来像を描くに当たり、社会状況の変化と今後の課題を次のようにまとめます。

(1) 少子・高齢化の流れと本市の人口の推移

我が国では、出生率の低下により少子化が進行し、既に総人口は減少に転じています。一方、高齢化も急速に進み、今世紀半ばには 3 人に 1 人が 65 歳以上という超高齢社会を迎え、今世紀半ばには 1 億人を割り込むと予測されています。少子・高齢化が進むことにより、地域経済を支える労働力の不足とそれに伴う経済活力の低下、地域社会の衰退、社会保障に関する負担の増加など、様々な問題が生じ地

域社会に大きな影響を与えることが予想されます。

本市では、今後も若い世代や子育て世代の流入により人口は増加することが予測されており、当分の間は、15歳未満の年少人口の増加の傾向が継続することが予想されています。しかし、人口構成については、緩やかに高齢化が進行するなど、その構成比は、全国的な少子・高齢化の中で変化していくものと考えられます。

このような変化の中で女性や高齢者などの社会参加をより一層進め、だれもが能力を発揮できる環境づくりや子育て環境の充実を進めるとともに、健康文化のまちづくりや「ユニバーサルデザイン※2」を取り入れた都市空間の形成など長期的な視点に立つまちづくりが求められています。

(2) 市民力を活かし、コミュニティを育むまちづくり

近年、「新しい公共」の担い手としてのNPO法人（特定非営利団体）やボランティアなどの役割が注目され、協働によるまちづくりの取組が広がっている中、地域社会における様々な問題解決のためには、人と人との信頼性やネットワークの形成が大切であり、「ゆいまーる」などのいわゆる「ソーシャル・キャピタル（社会関係資本）※3」の充実が求められています。本市においても、市民活動団体やボランティア団体などの活動が活発になりつつあり、市民のまちづくりへの関心は高まっていますが、人口増加や都市化の進行などにより地域コミュニティへの参加意識や帰属意識の希薄化が懸念されています。

また、いわゆる「団塊世代」の定年退職が進み、地域社会に戻ってくることから、その培ってきた知識や経験、技術を活かし、まちづくりの新たな担い手として活躍することが期待されます。本市のまちづくりの中で、こうした世代が活躍できる場や機会の充実が重要になってきます。

特に、市民の独創性や多様性が尊重され、一人ひとりが、地域社会をはじめとする多様なコミュニティと関わりを持ちながら、自分で主体的に判断し、行動に責任を持って自己実現に向かい取り組む「自律」した社会を築き、市民力を活かし、育むことが求められています。

(3) 子育てと教育環境の充実

若い世代が多い本市では、市民アンケートにおいても子育てや教育環境の充実への関心が最も高くなっています。子育て支援については、これからの国の「幼保一体化※4」の動きを踏まえつつ、保育所待機児童の解消や幼稚園の預かり保育※5の拡充、子育て相談の充実など地域における多様な子育て環境を充実させていくことが求められています。

教育環境の整備については、既存の小中学校の耐震化・長寿命化に向けた改修や改築、さらに豊崎地区の新設校や上田小学校の分離校の建設など市立学校の整備が当面の大きな課題となっています。

また、特別の支援を必要とする子どもへの一貫した支援体制の拡充が求められています。

(4) 地域文化の保全・活用

本市には、保栄茂のマチ棒、高安のガンゴー祭、与根・伊良波の綱引きなどの伝統行事をはじめとする豊かな地域文化がある一方、沖縄では珍しい神輿を担ぐ真玉橋フェスティバルやハーリー発祥を題材とした由来まつり、豊見城ハーリー大会など新しい地域文化の創造の動きもあります。

本市では、地域の誇りやアイデンティティの源泉として、これらの地域文化を保全し、振興することが求められています。また、地域資源として学校教育や観光に活用することも課題となってきます。

【用語解説】

※2ユニバーサルデザイン：誰もが安全快適に利用できる空間・モノ・体制づくり

※3ソーシャル・キャピタル：社会関係資本。人々の協調行動が活発化することにより社会の効率性を高めることができるという考え方のもとで、社会の信頼関係、規範、ネットワークといった社会組織の重要性を説く概念

※4幼保一体化：少子化の進行、育児サービスの多様化に伴って生じている問題点を解決するべく、幼稚園と保育所の一体化を図り教育水準の均等化とサービスの効率化を目指す政策

※5預かり保育：女性進出の増大などによる保育ニーズの多様化に対応するため、通常の教育時間の終了後や夏休みに行う幼稚園が行う教育活動

(5) 安心・安全への関心の高まり

台風、地震、津波などの自然災害、子どもや高齢者を狙った犯罪、食品・商品の安全性を巡る消費生活に関する問題、交通事故の増大など、市民の日常生活の安心・安全がゆらいでいます。

本市は、急速に都市化が進展してきたことから、防災無線の整備、防犯灯や歩道の設置、「地域防犯組織」の育成など安心・安全の環境づくりが依然として課題となっています。

また、複雑・多様化した市民生活に関する問題に対して、市民の生命と財産を守り、地域社会において安心して安全に暮らせるよう、市民、地域、事業者、行政など、それぞれの主体がお互いに連携しながら課題の解決を図る取組が求められています。

(6) 自然との共生と循環型・低炭素社会の動き

地球温暖化、砂漠化、酸性雨など地球規模で深刻化する環境問題に対し、地球環境問題の重要性が広く認識され、次代に自然環境を引き継ぐため、個人、企業を問わずその環境意識はかつてない高まりをみせております。これまでの大量生産、大量消費のライフスタイルから、持続可能な循環型のシステムに変革していくことが求められています。

本市においても、ラムサール条約に登録されている漫湖や饒波川周辺の水辺空間、史跡や丘陵地の緑地など貴重な自然環境をどのように次代に継承していくかが課題となっています。

また、廃棄物の処理や生活排水による水質汚染などの身近な環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題まで、市民、企業、行政などの地域の主体がそれぞれ責任を持ち、自然と共生する「循環型・低炭素社会^{※6}」の構築に向けた取組を進めることが求められています。

(7) 新たな産業と雇用の創出

本市の産業は、小規模な経営が多く、産業構造や経営環境の変化の影響を大きく受けることから、その経営の安定化が課題となっています。

特に農水産業は、地理的特性や既存の産業基盤を活かした高付加価値型農業や水産業への転換が課題となっており、製造業や流通との連携による「6次産業化^{※7}」が求められています。

新たな産業の創出については、国や県の施策と連携して、本市の地理的特性などを活かした物流などの臨空型産業や健康・ウェルネス産業、観光産業を軸とした取組が求められています。

また、国内外の急激な経済情勢の変化に伴う企業活動や雇用環境への影響など、企業や労働者を取り巻く環境が大きく変化する中、家庭における家族の役割分担や、仕事と家庭・地域生活の調和がとれる社会環境、いわゆる「ワーク・ライフ・バランス^{※8}」が強く求められています。

本市においても、こうした変化に対応するため、産業基盤を強化し、新たな産業を創出することを通して、働きやすく暮らしやすい社会づくりを進めることが求められています。

(8) 個人の尊厳と人権が尊重される社会づくり

これまで、人権問題の解決に向けた施策が展開されてきましたが、なお、女性、子ども、高齢者、障害のある人などに関する様々な問題が存在しています。

個人の尊厳と人権が尊重され、個性や価値観の違いを認め合う環境をつくり、自分を尊重するとともに、他人を尊重する心を育む取組が大切になります。

また、男女がともに自立した個人として多様な生き方を選べ、互いに対等なパートナーとして社会のあらゆる局面において参画できる社会を実現することが重要となっています。

【用語解説】

※6低炭素社会：二酸化炭素の排出が少ない社会

※76次産業化：農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態

※8ワーク・ライフ・バランス：人生の各段階において仕事と家庭の調和を図る考え方

(9) 広域連携と有機的都市構造の形成

本市は、これまでの住宅開発を背景とした人口増加による成長社会がやや落ち着きをみせていますが、国道や県道、高速自動車道などが結節する広域的な交通の要衝という立地特性から、今後も商業や物流、観光などの新たな産業の受け皿としての発展が見込まれています。

市民生活においても、通勤、通学、買物などの生活圏は、本市の区域を越えて着実に拡大してきており、自立し活力ある地域社会を形成するには、複数の地域が共同し、又は相互に補完し連携していくことが重要になってきています。

このような変化の中で地域の特性を生かしながら、多様な都市機能がより効果的に発揮できるよう、「ユニバーサルデザイン」を取り入れた都市空間の形成、都市基盤の質の向上、中心街区を核とした拠点機能の形成や強化、さらに拠点間を結ぶ公共交通の整備など、市内にとどまらず広域的に連携して発展できる新たな都市構造を構築することが求められています。

(10) 地域主権改革の進展に向けた行政経営・地域経営の視点

政権交代により「地方分権改革」は、その装いを新たにして、基礎的自治体（市区町村）に重きをおく「地方主権改革」となりました。この改革では、住民に直接関わる事務は基礎的自治体が担い、担えない事務事業は広域自治体が担い、それらで担えないものを国が担うという、いわゆる「補完性の原理^{※9}」に基づく改革が進められることとなっています。

「新しい公共」に関する議論や地方自治制度の抜本的な改革と相まって、この10年で自治体をめぐる環境は大きく変化することが予想されています。

また、地方自治体の果たすべき役割と責任がより一層大きくなり、自己責任、自己決定がこれまで以上に求められてきます。

本市は、人口増加や社会資本の拡充などを背景に歳入は着実に増加していますが、各種福祉施策の拡充、学校などの公共施設の建替えや耐震化への対応などにより今後とも厳しい財政状況となることが予想されています。

今後とも市民満足度を向上させるために、市民の視点に立ったまちづくりを進めるとともに、最小の経費で最大の効果を発揮する行財政運営に努めつつ、限られた地域資源を有効に活用し、持続可能な地域経営に取り組むことが求められています。

【用語解説】

※9補完性の原理：個人で解決できることは個人が解決し、個人で解決できないことは地域が、地域で解決できないことは行政が解決のための支援を行う考え

3 基本理念と将来像

3-1 コミュニティの「再生」と地域力の「新生」

本市は、急激な発展により多くのみどりを失い、時の経過は人と地域の変え、そして都市の成熟は新たな価値観と方向性を求めています。

私たちは、今後どのような“まちの形”を目指すのでしょうか。誇りと愛着の持てるまちとは、どのようなものなのでしょうか。

総合計画の策定に当たって実施した市民アンケートでも、本市の住みよさは、みどりの豊かさや買物の便利さ、交通の便のよさ、そして子育て環境のよさが挙げられていました。

これからのまちづくりを考えるヒントがその中にあるように思えます。適度に便利な都市機能を備えながら、おらかな生活空間の中で、ゆったりとした時間感覚で生活できるまち、都市でもなく田舎でもない、人間の生活の尺度にあったこの距離感が“とみぐすく”の魅力なのではないでしょうか。

このような“まちの形”をイメージするならば、私たちは、自らが主体的に行動することによって、この“まち”をさらに住みやすく魅力的なものに変えていくことができます。

「現在」は、未来の子孫からの預かりものです。大きく変化する時代の転換点の中にあって、若く様々な将来性を有する本市は、将来に何を残し、何を变えていくのか、そのキーワードが「再生」と「新生」です。

これからも子どもが増え、団塊の世代を中心として高齢化が進む本市にとって、子どもや高齢者が安心・安全で健やかに過ごす上で必要なのが地域コミュニティの「再生」であり、その充実です。

このような課題に対し地域における「つながり力」を強化し、多様な市民や組織のネットワークが、地域の公共的、社会的課題に対し自律的又は協働しながら、地域課題を解決したり、地域の価値を創りだしていく力が「地域力」です。

地域力は、地域課題の解決力やソーシャル・キャピタルを高めつつ、地域文化を保全し振興することで地域への愛着や誇りを高め、地域での新産業や雇用の創出に努めることで醸成されます。その力がとみぐすくの「新生」につながります。

地域で生まれ、地域で育ち、地域に愛着を持ち、地域に貢献する真の「とみぐすくんちゅ」が育まれることを通して、地域コミュニティの「再生」と地域力の「新生」を図ることが、さらなる活力と経済的に自立した豊見城市の原動力につながるものと考えます。

3-2 まちづくりの基本理念

私たちは
時代の大きなうねりにまちが激しく変貌するなかで
まちとみどりの調和を懸命に求めてきました

そしてみどり豊かなまちを目指すなかで
みどりのはかなさ 尊さを深く感じてきました

顧みると とみぐすくの発展を支えてきたのは
つねに地の利 ひとの力でした

今 大きな転換点に立ち
これからのまちの姿を展望するとき

私たちの想い 気概を「自律 活力 共生」に託し
響むまち豊見城の未来を照射する基本理念とします

自律

私たちは、自ら立ち自己実現に向かう自律した市民として、地域に生き、協働することで誇りと愛着のもてる自律したまちを目指します。

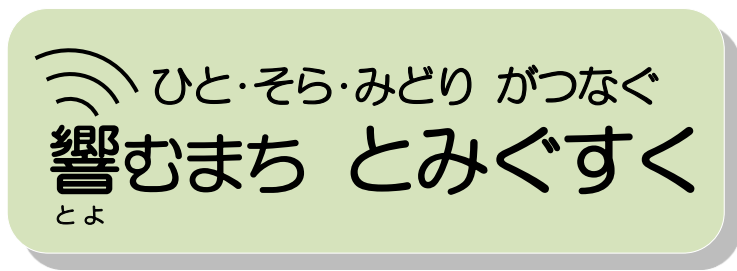
活力

私たちは、沖縄の玄関、南部広域の要衝という地の利を活かし、交流と連携により大きな夢と希望あふれる活力のあるまちを目指します。

共生

私たちは、発展の礎である豊かな自然、歴史文化を大切に思い、ひと・まち・みどりが共生する心地良い暮らしのあるまちを目指します。

3-3 豊見城市の将来像



ひと 子ども 健やかに育まれ ひと 共に学び育ちあう
自律と協働でつくる 健康・文化のまち

そら 飛行機雲 水平線に伸び 道 ここにつながる
交流と連携がつくる 活力のまち

みどり みどり いくつしみ 笑顔 かがやく
共助と共生でつくる うるおいと安らぎのまち

響むまち とみぐすく

ひとが健やかに助けあい
そらが広がる みどり豊かな まちを 共に築き
ひとと まちと が響き合うなかで
「豊見城 大好き！」
そう実感できる 響むまち とみぐすく を目指します！

「響（とよ）む」とは？

鳴り響くの意であり、転じて名高いという意味の古語です。14世紀～15世紀の初めに南山王のいとこ汪応祖（わんおうそ）が漫湖を見下ろす丘陵に城を築き、「とよみ城（ぐすく）」と美称し、それが歴史の中で変化し、市名「豊見城（とみぐすく）」の由来となったとされています。また、汪応祖は日本で初めて龍船（ハーリー）をつくり、漫湖に浮かべたという説もあります。「響（とよ）む」には、歴史に育まれた豊見城のアイデンティティと地方主権時代のまちを切り拓く気概、そして郷土への愛着が込められています。

4 将来目標人口と都市形成の方向性

4-1 将来目標人口

将来目標人口70,000人



平成 22 (2010) 9月末
住民基本台帳登録人口

57,696 人

本市の現在の総人口は、平成 22 (2010) 年9月末現在の住民基本台帳によると、57,696 人となっており、近年増加傾向にあります。

本計画の目標年次である平成 32 (2020) 年における本市の将来人口を、住民基本台帳における男女・年齢別人口を基準として、人口動態率や移動率などの仮定値を当てはめて将来人口を計算する方法、いわゆる「コーホート要因法」を用いて推計すると、約 63,000 人となります。全国的には、少子高齢化による人口減少社会に突入していますが、沖縄県や本市におけるこれまでの人口推移をみると、今後もしばらくは人口の増加が続くものと考えられます。

さらに豊崎地区住宅地形成の進行や豊見城交差点付近の中心市街地としての拠点形成、幹線道路の整備に伴う沿線土地利用の高度化などに加え、企業誘致や産業振興などによる定着人口の増加により人口推計を上回る増加も見込めるものと予想されます。

そこで、本市の将来目標人口は、おおむね「70,000 人」と設定するものとし、今後 10 年間人口増加の傾向が続き、かつ、本市の施策が着実に進捗したケースを想定したときの目標として、また、想定よりも低い人口増加となった場合はより長期的な本市のまちづくりの将来的な目標人口として位置づけます。

4-2 都市形成の方向性

本市の掲げる将来像を実現するためには、優れた自然環境や地理的優位性を次の世代に継承するとともに、計画的に都市を形成していく必要があります。

土地は、現在及び将来における限られた資源であることから、自然環境の保全と公共の福祉の優先を基本として、快適な生活環境の確保と市域の均衡ある発展を図るため、都市形成の方向性として、将来都市構造の方針と土地利用の方針を次のように定めます。

4-2-1 将来都市構造の方針 ～広域連携拠点形成に向けて～

本市の地理的優位性を活かして行政、教育・文化、医療、商工業、観光、物流、居住等の機能の今後の受け皿として、国・県のビジョンと連携しつつ広域的な視点で主体的な分担を担っていきます。その際、自然環境や田園環境の保全、良好な生活環境の創造に留意しつつ、既存機能の高度化や、低・未利用地の活用を推進していきます。

本市の自立性を確立し、住む・働く・遊ぶ・集うなど、様々な都市機能を集積させるとともに、広域的な役割分担が必要な機能については、南部広域地域との連携を視野に入れ、「広域連携拠点」の形成を目指していきます。

そのため、自然や農地を保全しつつ、土地利用の秩序化と効果的・効率的な公共投資を図るコンパクトシティの形成を目指し、3つの市街地において地域特性や役割を踏まえた適切な都市機能の充実・強化を図りつつ、市内の市街地や生活拠点を結ぶ総合的な交通体系や広域的交通ネットワークの形成を推進することにより、地域特性や機能が相互に補完しあう一体的な都市構造の形成に取り組んでいきます。

(1) 多機能都市構造の形成

本市は、3つの市街地がそれぞれ異なる特色を持った市街地として発展し、連たんする生活圏の形成や幹線道路沿いの商業施設等の集積がみられます。

今後は、市の「中心市街地」となる都市拠点の形成や、日常生活に必要なサービス施設が集積した生活拠点、多様な都市的サービス施設が集積した複合都市拠点、さらには周辺自治体を含めた広域的機能分担による新たな機能の集積拠点などの拠点形成を推進するとともに、その特性や役割に応じ全体バランスに配慮した公共施設配置の再構築や都市機能の集積を図ることで、それぞれが連携・補完しあう多機能都市構造の形成に取り組みます。

(2) 総合的な交通ネットワークの形成

道路網の整備や公共交通機関との連携促進、「LRT^{※10}」などの新公共交通機関の導入検討、安心・安全で快適な歩行者空間の創出など、地球環境に配慮した持続的で快適な交通環境づくりに努めます。

また、本市の将来都市構造を実現するため、道路・交通網の再編を図るなど、各都市拠点間を効率的に結び、周辺自治体との広域連携に資する総合的な交通体系の確立を目指します。

(3) 生活環境（アメニティ）都市の形成

尾根沿いの斜面緑地や河川は、本市の環境軸を形成する重要な骨格であることから保全を図るとともに、市民が身近な場所で自然の豊かさを感じられる空間として整備・活用を検討します。

また、豊見城総合公園や豊崎海浜公園などと連携した緑のネットワークを創出し、将来にわたって都市と農村と自然のバランスのとれた生活環境（アメニティ）都市の形成を目指します。

4-2-2 土地利用の方針 ～均衡ある発展に向けて～

本市はこれまで住・農・工・商や自然が混在しつつ急激に都市化してきたなかで、人の生活環境の質を向上させていくこと、中心市街地の形成や市庁舎も含めた公共施設の配置の再構築などが市の都市形成の核となる重要な課題となっています。

こうした課題を踏まえ本市の将来都市構造の形成に取り組んでいくに当たり、土地利用の方針を目的別の視点ごとに次のように定めます。

【用語解説】

※10LRT：Light Railway Transit 欧米や富山市等で導入されている近代的な路面電車

(1) 自然的土地利用の方針

豊見城城址やラムサール条約登録湿地の漫湖を含めた饒波川流域沿いは、人と自然が共生できる環境づくりに努めるとともに、歩くことを楽しめる空間としての水辺環境を創出し、また城址の復元も視野に歴史・文化、環境学習等のシンボリックゾーンとして、国や県との連携・協力の下で整備・活用を目指します。

瀬長島は、那覇市近郊で数少ない自然の海辺環境であることや豊見城発祥の地という伝承・伝説などの豊富な地域資源、さらには空港に隣接するという立地特性を最大限活用した整備・開発・保全に努めます。

その他旧集落にある御嶽^{うたき}やクサティ森など、市民の暮らしと密接に関わってきた集落環境は、郷土の精神的風土を培ってきた地域資源として保全・再生に努めます。

(2) 都市的土地利用の方針

豊見城交差点周辺を、公共・公益サービスや商業、業務機能に加え、快適な都市生活が楽しめる居住機能など、多様な都市機能が集積した中心市街地として、市庁舎の移転や再開発、地区計画^{※11}の導入など長期的な視点での“まちの顔”づくりを行います。

豊崎地区は、中心市街地を補完し、本市の活力と魅力の向上を先導する拠点として、新たな産業や観光、ショッピングなどの複合的な機能を備えた複合都市拠点の形成を図ります。

高層住宅や幹線道路沿いなど高度の人口集積がある生活圏域においては、生活拠点として機能の充実を図り、歩いて暮らせる生活圏の形成を図ります。

また、市街化調整区域^{※12}で市街化区域^{※13}と連たんする人口集中地域（DID）^{※14}や一定の住居の集積が進んだ地域については、既成市街地との調整を図りながら市街化区域への編入を検討し、周辺環境と一体となった生活環境や都市機能の整備に努めていきます。

産業面においては、低・未利用地や幹線道路沿いの高度有効利用など、交通の要衝という本市の最大の優位性を活かした計画的な産業拠点の形成を図るとともに、「観光振興地域」に指定されている西海岸一帯を、「エアウェイ・リゾート」として、観光関連施設の立地を促進し、本市の観光資源を活用した体験型観光のネットワーク化を図ります。

(3) 農業的土地利用の方針

農業は、本市の文化・風土の基盤であることから、農業を都市の魅力を高める多様な都市機能の一つとして捉え、農村と都市住民の交流の促進や農村部の自然環境と都市部の利便性とのバランスのとれた都市と農村の共生を目指します。

農用地区域^{※15}などの優良農地の保全と農業基盤の整備に努め、都市近郊型農業や施設園芸型農業の振興を図ります。また、耕作放棄地^{※16}などの低・未利用地については、農地の流動化に努めるとともに、広域的な視点での土地の高度有効利用を図ります。

【用語解説】

※11 地区計画：地区単位の開発や建築のルール

※12 市街化調整区域：都市計画法に基づき、当面は市街化を抑制すべき区域

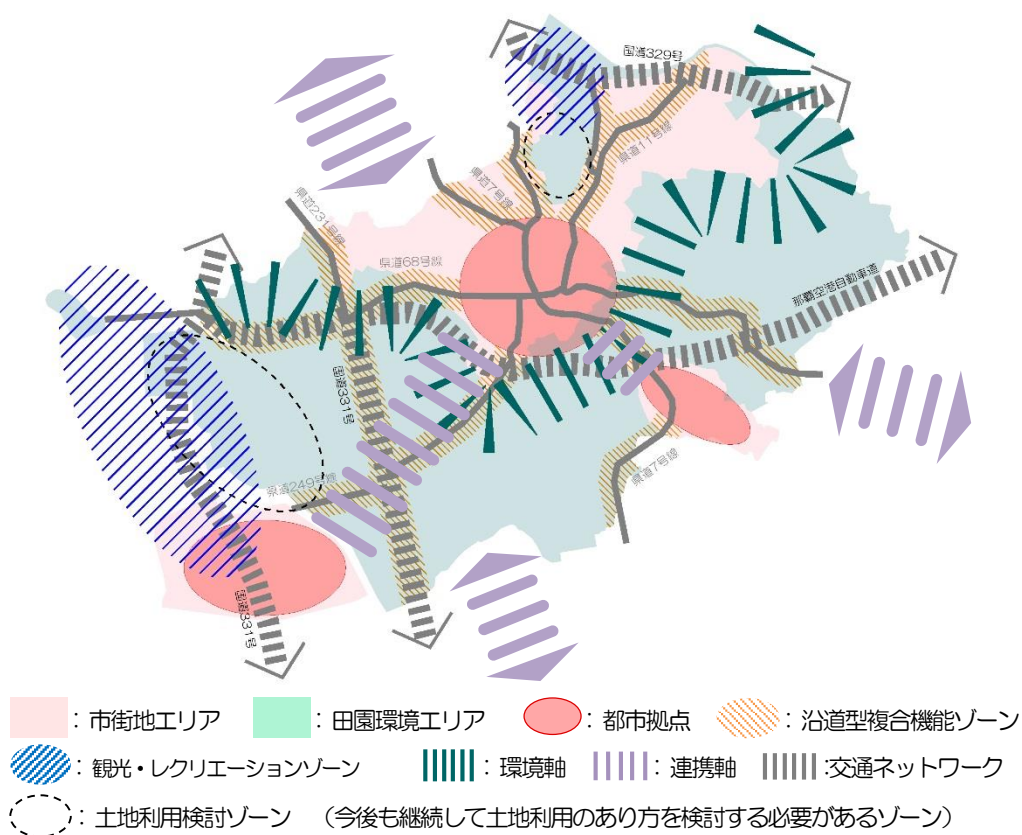
※13 市街化区域：都市計画法に基づき、市街化を図るべき区域

※14 人口集中地域（DID）：都市としての市街地の規模を示す指標。基本単位区の人口密度が4,000人/km²以上かつ隣接した基本単位区の合計人口が5,000人以上となる地区

※15 農用地区域：農業振興地域の中で、おおむね10年先を見越して農用地等として保全していくべき土地

※16 耕作放棄地：農作物が1年以上作付けされず、数年の内に作付けする予定がない農地

4-3 将来都市構造



5 施策の体系

1. 協働と交流によるまちづくり

～コミュニティ振興・市民参加
・交流・人権分野～

(1) コミュニティの振興

(2) 協働のまちづくり

(3) 交流の促進

(4) 平等参画社会の形成

(5) 平和行政の推進

2. 子どもが生きる学びと文化 のまちづくり

～教育・子育て・文化振興分野～

(1) 教育の充実

(2) 子育て環境の充実

(3) 地域文化の振興

(4) 生涯学習社会の確立

3. 共助でつくる健康文化と福祉 のまちづくり

～健康・福祉分野～

(1) 健康づくりの推進

(2) 福祉の充実

4. 持続可能な環境と安心・安全 のまちづくり

～環境保全・危機管理分野～

(1) 自然環境の保全と活用

(2) 公害対策と環境衛生

(3) 環境共生のまちづくり

(4) 災害に強いまちづくり

(5) 総合的な危機管理体制の強化

5. 地域特性を活かした産業創造 のまちづくり

～産業分野～

(1) 地域産業の活性化

(2) 新たな産業の創造

(3) 雇用の安定と促進

6. 都市とみどりが調和する まちづくり

～市街地・都市基盤整備分野～

(1) 快適で暮らしやすいまちの形成

(2) 生活と産業を支える都市基盤の整備

7. 計画の推進のために

～行財政改革分野～

(1) 行政運営の工夫

(2) 行財政の進行管理

5-1 協働と交流によるまちづくり

地域コミュニティの希薄化による社会の変貌や、低迷する経済情勢による地域活力の低下は本市においても例外ではなく、今、市民や自治体が自らの判断と責任でまちづくりをすることが求められています。このため、市民の力が地域で発揮できる仕組みをつくり、多様化する地域のニーズに市民と行政がそれぞれの役割を分担しながら自律した豊見城をつくることを進めていきます。

さらに「再生」と「新生」をキーワードに、地域間交流、世代間交流を推し進めるとともに、平等参画社会の形成に努めることにより、全ての市民がまちづくりに参加できる環境を構築していきます。

また、平和のまちづくりに向け、戦跡の保全と活用に努めるとともに、平和学習や平和交流を通して平和行政を推進します。

(1) コミュニティの振興

地域におけるコミュニティは、市全体の活力や各種施策へ影響を及ぼす重要な基盤となるものです。自治会やNPO法人（非営利団体）などの市民組織の育成や活動支援、相互連携に向けた支援、地域コミュニティの核となる「地域リーダー」を担う人材を発掘・育成することで地域コミュニティの振興を図り、全ての地域・世代の市民が社会的に孤立することなくお互いに支え合う社会をつくっていきます。

(2) 協働のまちづくり

まちづくりに関する情報提供や市民参加の機会の拡大に努め、あらゆる立場や年代の市民が主体的にまちづくりに参加できる仕組みを整えていきます。また、行政の透明性と公平性を確保することで、市民と行政相互の対等な信頼関係を構築し、それぞれ自ら果たすべき役割を自覚しながら共に協力するまちづくりを推進していきます。

(3) 交流の促進

市民・地域のそれぞれの個性を尊重しながら交流を行うことにより、スポーツ・文化・産業などの様々な分野での相互に有益な地域間交流を実現していきます。さらに交流による人材育成を図り、広い視野でのまちづくりを推進していきます。また、国際化に対する市民意識の高揚や市民活動のグローバル化に対応するため、国際交流の機会を増やすとともに、市民・民間団体・行政がそれぞれの役割を分担し、主体的な立場で国際交流を進めていきます。

(4) 平等参画社会の形成

「ノーマライゼーション^{※17}」の考え方の下、人権擁護に関わる啓発と普及活動を進めるとともに、児童虐待や家庭内暴力、セクハラ^{※18}、パワハラ^{※19}などの防止・抑止に向け、学校教育のみならず、社会教育としても取り組んでいきます。また、男女がともに尊重しあい平等に社会生活を営んでいける男女共同参画社会の形成に向けての啓発・教育活動を積極的に取り組んでいきます。

(5) 平和行政の推進

「平和のまちづくり」に向け、平和学習や国際交流・平和交流などを通して相互理解を深めるとともに、戦跡を保全し平和学習資源としての活用を図ることを通して平和行政を推進していきます。

【用語解説】

※17 ノーマライゼーション：誰もが特別視されず当たり前の存在として広く受け入れられる社会づくり

※18 セクハラ：セクシャルハラスメント 性的な嫌がらせ

※19 パワハラ：パワーハラスメント 権力や地位を利用した嫌がらせ

5-2 子どもが生きる学びと文化のまちづくり

地域の未来と「子育て」は切り離せるものではなく、次代の豊見城を担う子どもたちを健全に育成していくためには、子育て環境をはじめとして教育環境や教育内容の充実が必要となります。そのため、子ども一人ひとりの個性を最大限に尊重し、発揮できるよう学校・家庭・地域が連携して良好な教育環境、生活環境、社会環境づくりに取り組むとともに、その基盤となる施設の充実を図っていきます。

また、地域に根ざした独自の風土文化を次代に継承し、市民の地域への誇りと愛着を育むとともに、市民自らの誇りを構築することで、豊見城のアイデンティティとなる新しい文化の掘り起こしを推進していきます。

(1) 教育の充実

「生きる力」を育む教育の充実を図るとともに、施設などの改善や充実に取り組みます。また、地域や保護者等との連携により安心・安全で開かれ、信頼される学校づくりを推進していきます。さらに、きめ細やかな特別支援教育の充実を図ります。

(2) 子育て環境の充実

子育てを子どものいる親や家族だけのものにとらえるのではなく、市民が協力して地域の子どもを見守りながら育て、地域で支えあう子育ての支援を推進し、安心と安らぎの中での子育てを地域全体で支援する環境づくりに努めます。また、保育ニーズの多様化や社会状況の変化に柔軟に対応しつつ、障害や発達の違いの有無に関わらず、全ての子どもが健やかに成長できる環境づくりに努めます。

(3) 地域文化の振興

本市の長い歴史の中で育み継承してきた伝統行事をはじめとする豊かな地域文化を守り伝えていくとともに、「グスク」や戦跡などの史跡、文化財の保全と活用に努めていきます。また、地域の誇りやアイデンティティの源泉となるよう、地域に眠る文化を掘り起こし再評価する取組や新しい地域文化の創造の動きを支援します。

(4) 生涯学習社会の確立

全ての市民がいつでも気軽に学び、生涯にわたり新たな知識や技能を習得しながら、自己実現を果たし、生きがいに満ちあふれた生活を送ることができるよう生涯学習のための機会やプログラムの充実に努めます。

また、青少年の健全育成の環境づくりや放課後や週末等の子どもたちの適切な遊びや生活の場の確保に向けて、家庭や地域、市民団体などと連携しつつ、学校施設や地域の公民館などを活用し多様な体験や交流機会を提供することを通して、子どもたちが安心・安全かつ健やかに育まれる環境づくりに取り組めます。

5-3 共助でつくる健康文化と福祉のまちづくり

まちの元気を生み出すには、市民が将来にわたって元気であり続けることが大切です。そのため、まず健康であることが前提となることから、生活習慣病^{※20} 予防や介護予防に重点をおき、健康増進のための体制づくりを推進していきます。さらに予防施策を実施することで医療費や社会保障費の抑制を図ります。

誰もが安心して暮らせることは、まちづくりの基本的な条件となります。少子高齢化の波は本市でも例外ではなく、福祉施策の更なる充実を図ります。また、行政のみでは十分な対応が困難な課題については、市民相互の「助け合い」「支え合い」の理念の下「共助」の仕組みづくりを推進していきます。

(1) 健康づくりの推進

長寿社会の中で心身ともに健康で生きがいのある人生を送るため、市民の健康づくりの意識高揚を図るとともに、全ての市民が健康で明るく生活の質を高めながら暮らしていけるよう、ライフステージに応じた各種保健事業を展開しつつ、特に予防施策に重点を置いてその推進に取り組みます。

全ての市民が、身近な地域の中で楽しみながら健康づくりや生きがいづくりが行えるように生涯スポーツやレクリエーションの振興に取り組みます。

(2) 福祉の充実

地域コミュニティの強化により市民相互の「助け合い」「支え合い」の活動を活発にすることで、「共助」による新たな福祉システムの構築を目指します。そのため、「コミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）^{※21}」の配置を通じて、市民・行政・地域組織・事業者などとの連携強化に努め、在宅福祉など多様化する福祉ニーズに対応していきます。

本市では、高齢者福祉、障害者福祉、生活保護などの各分野でサービスや情報提供・相談体制の充実に努め、誰もが安心して生活し社会参加できる地域づくりを目指した福祉を積極的に推進します。

また、「ユニバーサルデザイン」などの考え方にに基づき都市整備施策と連携した施策も進めていきます。

【用語解説】

※20 生活習慣病：糖尿病・脂質異常症・高血圧・肥満など、生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患

※21 コミュニティ・ソーシャル・ワーカー：高齢者や障害者、子育て中の親などの見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎなど、要援護者の課題解決の支援を行う。地域の福祉力、セーフティネットの体制づくりなど、地域福祉の計画的な推進を図るために関係機関・団体などと連携する

5-4 持続可能な環境と安心・安全のまちづくり

「住んでよかった、これからも住み続けたい」まちの構築のためには、豊かな自然とみどり、きれいな環境を市民一人ひとりが実感することが大切です。良好な環境を維持していくためには地球温暖化に代表される地球規模の環境問題から、悪臭問題等の身近な環境問題まで、常に意識を持って取り組む必要があります。廃棄物の適正処理や発生抑制、環境教育や環境負荷への軽減の取組を進める中で、自然と共生する循環型・低炭素社会の構築に努め、その理念を次代に向けて継承していきます。

安全で安心できる居住環境は、住みよいまちの基本です。地震・火災・水害などの被害を最小限に抑え、迅速な救助と復旧・復興活動を進めるための「防災都市づくり」を推進するとともに、地域と行政の連携による防災体制の構築、有事の際の対応など、総合的な防災対策を展開していきます。

(1) 自然環境の保全と活用

ラムサール条約の登録湿地である漫湖をはじめとする貴重な自然環境については、環境に悪影響を与えないような十分な配慮と、新たな緑化、失われた環境の再生などに努めながら、「ワイズユース(賢明な利用)^{※22}」を図っていきます。

また、自然環境に関する情報提供や環境保全活動に対する支援、自然環境に親しむ場の創出などを通じて、本市の「みどり」を未来へ残す取組を推進していきます。

(2) 公害対策と環境衛生

航空機の離発着による騒音や放送電波の受信障害、畜舎などからの悪臭、河川の水質汚濁などについては、引き続き改善に努めていきます。

また、ごみの量の削減と再資源化を進めるとともに、し尿や生活排水の適正な処理などを通して、快適な居住環境づくりに努めます。ごみの不法投棄に対する啓発・監視活動や市民と連携した美化運動についても継続的に行っていきます。

(3) 環境共生のまちづくり

地球環境問題への対応に向けて、バス利用の促進、低公害車の利用促進、市民や事業者への啓発活動などを通して「低炭素社会」の実現を目指します。また、都市基盤整備におけるコンパクトなまちづくりや緑化の推進を図るとともに、3R^{※23}の促進や公害防止といった地域レベルの活動を促進し、環境負荷を低減するまちづくりに取り組みます。

また、新エネルギーの開発・活用が急速に進んでいる現状を踏まえて、太陽光発電などを中心にクリーンで再生可能な新エネルギーの普及啓発に取り組みます。

(4) 災害に強いまちづくり

災害に強い都市構造の形成や構造物・建造物の整備、避難所や避難路の確保など、地震・火災・水害などの被害を最小限に抑え、迅速な救助と復旧・復興活動を進めるための「防災都市づくり」を推進していきます。また、庁内の防災体制の充実と他機関との連携、自治防災組織の育成・充実に向けた支援などによる、地域と行政が一体となって取り組む防災体制の構築、有事の際の対応など、総合的な防災対策を展開します。

(5) 総合的な危機管理体制の強化

防犯、交通安全、消防・救命救急などの各分野において危機発生時の迅速な対応と未然防止、設備の充実や人材の育成に努めます。また、感染症対策など危機管理の対象とすべき領域が多様化する中、関係機関との連携を図り総合的な危機管理体制を強化していきます。

【用語解説】

※22 ワイズユース：ラムサール条約で提唱された考え方。ここでは湿地に限らず、生態系を維持しつつ人類の利益のために持続的に利用すること

※23 3R リデュース(削減)・リユース(再利用)・リサイクル(再資源化)のこと

5-5 地域特性を活かした産業創造のまちづくり

市民が元気に笑顔で住み続けるためには、経済的な活力が欠かせません。多様な地域資源を活かし、農業・水産業・商業・製造業などの既存産業の維持、向上を図ります。また、地理的特性を活かし、国や県の沖縄21世紀ビジョンに基づく「沖縄新・リーディング産業」育成に係る施策と連動して、観光や物流産業の振興を図るとともに、外部からの産業活力を取り入れ、さらに「農商工連携※24」による内発型産業の発展を促進します。まちのにぎわいは地域の活力となります。新しい産業を興す積極的な起業家を支援するとともに、雇用の促進を図ります。

(1) 地域産業の活性化

本市でこれまで営まれてきた農業・水産業、商業、製造業においては、経営安定や後継者の育成などの支援、各産業間の連携などに取り組むとともに、本市の地理的特性を活かし、国や県の「沖縄新・リーディング産業」育成に係る施策と連動して、地域特性や本市の強みを活かした地域産業の活性化に努めます。

(2) 新たな産業の創造

観光振興に向け、地域資源の活用や、新たな観光施設の誘致などに努めます。豊崎地区を含む西海岸地域については、「観光振興地域」として「エアウェイ・リゾート」の形成を目指します。また、「農商工連携」や健康・ウェルネスとの連携、「とみぐすくブランド」や体験プログラムの創出、PRの強化に努めます。また、社会経済情勢の変化を踏まえ、物流、情報通信、環境・エネルギー産業などの誘致や育成を促進します。

(3) 雇用の安定と促進

関係機関と連携した就労支援や、仕事と家庭、地域生活の調和が取れる社会の構築を目指すことを通じ、雇用の安定に努めます。また、地域産業を活性化させる取組や新たな産業創造の取組の中で多様な就労ニーズに応じた起業や雇用機会の創出を図っていきます。

【用語解説】

※24 農商工連携：地域の特色ある農林水産物、美しい景観など、長い歴史の中で培ってきた貴重な資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと

5-6 都市とみどりが調和するまちづくり

明確な土地利用の方針を定め、都市と農地と自然の調和を図ることはまちづくりの基本となります。周辺自治体と連携しながら、地理的優位性、交通の利便性を活かし様々な都市機能の集積拠点となりうる都市づくりを展開します。

また計画的な土地利用の転換を図り、都市機能の適正配置を行うことでバランスの取れた土地利用を進めます。さらに地域の個性や自然環境の調和を配慮した土地利用、「ユニバーサルデザイン」を取り入れた生活空間の整備を進め、都市とみどりが調和するまちづくりを推進します。

(1) 快適で暮らしやすいまちの形成

これからも快適で暮らしやすい「人と環境にやさしいまち」として持続的な成長を実現していくため、明確な方針とルールに基づいた計画的な土地利用を進めていきます。また、各地域の都市拠点の形成を進めるとともに、「中心市街地」の形成と高度利用の促進を図ることで、さらなるスプロール化の抑制に努めます。

都市拠点においては、公共・公益施設などの都市機能の集積や企業誘致に努め、民間の活力を最大限に活用しつつ、調和のとれたまちづくりを進めていきます。

市街地の整備については、調和のとれた都市景観の保全と創出、安全で環境や人にやさしい住宅地形成や住宅づくりの誘導など、総合的なまちづくりの観点から進めていきます。

(2) 生活と産業を支える都市基盤の整備

本市の道路網については、本市の都市構造の方向性に従い、効率的な交通ネットワークの形成に努めます。まちの動脈となる国道や県道などの幹線道路網の充実についてはその促進を国や県に働き掛けるとともに、市道や生活道路のネットワークについては幹線道路との接続やその緊急性などを踏まえ重点的に整備を進めます。

また、交通弱者の増加や利便性向上の必要性を踏まえ、既存の公共交通の維持・充実とともに、新しいタイプの公共交通システムの導入可能性について、周辺自治体や関連機関と連携しながら検討していきます。

公園・緑地や上下水道については、計画的な整備、適切な維持・管理に加え、施設の長寿命化を推進し、快適な住環境の形成に努めます。

5-7 計画の推進のために

市民の満足度を高めるためには、市民のニーズや意見を的確に把握し、常に良質な行政サービスを提供することが重要となります。地方主権社会では、施策展開には計画と評価が有機的に連動した体制づくりが必要であることから、行政課題の優先順位の明確化を図るとともに、総合的かつ計画的な地域経営を推進します。

また、質の高い行政サービスを提供するために、組織の効率化や職員の能力向上を図り、民間活力の導入や広域連携の活用により、行財政運営の効率化を推進します。

(1) 行政運営の工夫

より効果的・効率的な行政運営を行っていくため、行政事務の効率化に加え、本計画に基づく各施策を確実に進めていくための最適な組織づくりを進めていきます。新庁舎建設に向けた検討も行っていくいきます。

市民の生活圏の拡大により複雑かつ多様化する行政課題や需要に対応するため、周辺自治体との広域連携を図っていきます。

また、民間活力の活用、独自施策の研究などに継続的に取り組みます。

(2) 行財政の進行管理

段階的・計画的な公共投資、「選択と集中」の考え方による重点施策の明確化、市民や外部機関の評価を伴う行財政評価の継続的な実施と充実などを通じ、行財政の的確な進行管理を進めていきます。また、独自財源の導入の可能性などについても検討していきます。

地方主権の動きの中、本市の将来像の実現に向けて、「自律」したまちづくりに取り組みます。

2 計画策定の経緯

年 月 日	内 容 等
平成28年7月5日	第1回策定委員会 ・進め方、作業内容等について
平成28年7月8日	第1回策定専門部会 ・進め方、作業内容等について ・前期基本計画点検シートの配布について
平成28年8月9日 ～8月27日	市民アンケート調査の実施 ・配布数：2,000件 ・有効回収数：401件（有効回収率20.1%）
平成28年8月8日 ～28日（8日）	各課ヒアリング実施
平成28年9月15日	第1回市民会議 ・後期基本計画策定に向けた取り組みについて
平成28年10月1日	第2回市民会議 ・基礎調査結果の報告 ・第1部についての意見交換
平成28年10月11日	第3回市民会議 ・第2・3部についての意見交換
平成28年10月14日	第4回市民会議 ・第4・5部についての意見交換
平成28年10月21日	第5回市民会議 ・第6・7部についての意見交換
平成28年11月2日	第6回市民会議 ・全体に関する意見交換及び「市民会議提言書（案）」について
平成28年11月21日	第1回振興計画審議会 ・諮問 ・基礎調査結果、市民会議提言書等の確認
平成28年12月1日	第2回策定専門部会 ・基礎調査結果、市民会議提言書等の確認 ・各部会のテーマに即した施策見直し案・指標等の検討
平成28年12月16日	第3回策定専門部会 ・各部会のテーマに即した施策見直し案・指標等の検討
平成28年12月20日	第4回策定専門部会 ・各部会のテーマに即した施策見直し案・指標等の検討
平成29年1月17日	第2回策定委員会 ・施策点検結果等の報告、後期基本計画素案の審議
平成29年1月27日	第3回策定委員会 ・後期基本計画素案の審議
平成29年2月10日 ～2月24日	パブリックコメントの実施
平成29年2月13日 ・16日	議員説明会の開催
平成29年2月17日	第2回振興計画審議会 ・後期基本計画案の審議
平成29年3月1日	第3回振興計画審議会 ・後期基本計画案の審議
平成29年3月8日	振興計画審議会からの答申

とみぐすく
第4次豊見城市総合計画 後期基本計画
平成29年3月

とみぐすく
発行：沖縄県豊見城市
とみぐすく
沖縄県豊見城市翁長854番地1
電話（098）850-0246

編集：企画部 企画情報課

